

公害と住民運動

—「金沢火力」建設反対運動の経過・承前—

岩

男

耕

三

公害と住民運動

——「金沢火力」建設反対運動の経過・承前——

目 次

岩男耕三

- はじめに
- 組織づくり・運動態勢の確立
- 運動の発展拡大
- 建設阻止のカギは住民の手に
——住民運動の高揚と建設推進勢力のあせり——
- 県外住民運動との連帶
——「富山・草島」のたたかいと四日市公害訴訟判決——
- 町長リコールへ
——暴力とのたたかい、最後の勝利——
- むすびにかえて

はじめに

昭和四七年一〇月から四八年二月にかけて、内灘町はあげて町長リコール、新町長選挙のあらしに巻きこまれた。

火力発電所建設計画をめぐって、公約に反して際限なく言を左右する中本町長に対する住民の怒りは、九月半ばの県の「公害防止協定骨子案」に対する町長の「回答」でついに頂点に達して、リコールに突入したのである。そしてリコール署名は、わずか二〇日間で有権者の四割に達して、ひきつづき解職投票かと思われた。ところがこの署名に対して、町選挙管理委員会は考えも及ばぬような不正・不法な審査によって、大量の署名を無効判定、そのため住民は、さらに二か月にわたって、その権利回復のたたかいを余儀なくされ、かくて内灘町は翌年二月選挙までふたたびいわねなき紛糾に陥ったのである。

まる三年にわたったこの火力建設反対運動は、最終的には、住民とともに建設反対を主張しつづけ、これを公約にかかげた中村小重候補の新町長当選で住民の勝利に終ったのであるが、主として「建設計画」の安全性をめぐる科学論争が県公害対策審議会を場にして行なわれた前半期に対して、四六年秋以降その主舞台が地元内灘町に移つてからほぼ一年、運動はもつともきびしいやま場に当面した。そして、それまで一年半にわたつてつちかわれた運動の根は、ここで、ついに全町をまきこみながら、徹底的に住民自治の権利を貫くことによってみどりな成果をあげたのである。

この火力反対運動は、同時に町政民主化のたたかいでもあった。運動が高揚し、その目標すさまじいようやくリコールが見えはじめたとき、住民の前面に立ちはだかってこれを押えつけようとしたものは、町議会、自民党町支部、町長会、町商工会などの他、県知事、自民党県連、金沢商工会議所など、県政界の総力とその末端機構であった。ここでも又、他の多くの例にもれず、公害・開発問題をめぐる紛争は、住民の中の賛否両派の対立ではなくて、地域的政治的・経済的・歴史的な保守支配権力に対する全住民のたたかいであることがうきぱりにされたのである。又、これら保守勢力の住民運動に対する抵抗の様式は、町選管の行動を頂点にして、かれら本来の徹底した反民主性をあますところなく示したものであつた。この住民運動の勝利は、火力発電所建設・公害の阻止とならん、あるいはそれ以上に、内灘町の今後の大きな課題であるこうした町政の改革の第一歩をつくった点で重要であった。

本稿は、この内灘住民運動の経過について、昭和四六年末までのが、したがって県公害対策審議会を主要舞台とした前半の過程を記録した前稿（「金沢火力」建設反対運動の経過、本誌第一、二号）につづいて、主としてその後の、したがつて直接地元内灘でたたかわ

れた住民のたたかいを、以上のような地方政治の中でどうえようとしたものである。そのため四五、四六年の経過については、右の主題に必要な最少限の記述に止めた。もとより筆者の関心範囲、能力の限界、又とくに内灘住民でないといふ制約によって、さまざまの思い違いをまぬがれないし、さらに、当然取りあげるべきして取りあげえなかつたものが多いことともいうまでもない。又、運動の社会的基盤、諸権力の政治的・経済的背景の分析についても時間の制約もあつてきわめて不充分であるが、これらは今後の検討、とくに地元住民の方々の教示をえてできる限り補正し別の機会を期したい。

本稿執筆にあたっては、いうまでもなくたくさんの方々にお世話になつてゐる。とくに関係住民団体からは大量の資料、情宣ビラなどを提供されただけでなく、運動の過程でしばしばその討議に参加させていただくことができた。ことがらの性質からも、運動の方向、評価などは、多くこれらの人間の共同討議の中から筆者が学びえたものである。こうした多くの機会を通じて、とくに、終始住民団体の中心メンバーとして活動してこられた森井道男・金沢女子短大助教授、宮川清、山岸幹司、清水武彦の諸氏、又貴重な資料を長期にわたりお貸し下さった能沢栄一氏、および「連絡会議」を通じて運動に協力された金沢大学の飯田克平助教授、ならびに日本科学者会議石川支部の方々には、多くの貴重な示唆を与えられた。本文掲載の貴重な写真を提供して下さった北国新聞社とともに、ここにとくに記して厚く御礼申し上げる次第である。

1 組織づくり・運動態勢の確立

一九五〇年代後半以降の「高度成長」政策、「地域開発」政策が、やがて、各種の公害を激化させ、又日本全土にわたつて広範な過疎・過密問題をひき起して、かつてない深刻な国民生活の悪化をまねいたことは、すでに周知のことおりである。しかもこれらの政策

が、もっぱら中央政府・財界の主導により民意に逆って遂行せられたことによって、同時に、いかに地域住民をその地域づくりから疎外し、また、永年にわたってかれらが自然の中で培ってきた「生活」構造を、いかに歪曲・破壊してきたかは、公害以上に一層重大な問題だったといわねばならない。

六〇年代半ばから、公害反対、工場誘致阻止などを旗じるしに空前の高まりをみせた住民運動は、こうした中でいやおうなしに、中央行政への従属をいよいよ強め、住民の意思を無視しようとする自治体の民主化の問題に対決せざるをえなかつたのである。「金沢火力発電所」建設問題が起つたとき、内灘の住民がまずつき当つた問題もこれであつた。

北陸電力株式会社の「金沢火力発電所」建設計画を建設予定地の内灘町民は新聞報道によつてはじめて知られた。昭和四五年五月二一日のことである。

金沢市へ電車で約二〇分ほどの距離にある内灘町は、この一〇年余りの間に、町・県当局による大規模な住宅団地造成が進められ、人口もこの間、七、三〇〇人（三五年一〇月）から一、〇〇〇人（四五年一〇月）に急増し、同市に隣接する大ベッド・タウンとして発展途上にあつた。県住宅公社の「緑と空気の美しい鶴ヶ丘団地」というキャッチ・フレーズ通り、すぐ裏手の砂丘地に出ると春はアカシア林の白い花が一面に咲き乱れ、その先には澄んだ青空の下、まだ汚れを知らない日本海がひらける。金沢市など周辺からだけでなく、遠く関西の人々はこの自然を求めて移り住んで来たのである。そこに突然、発電所建設計画がおこり、そして町当局はすでに、北陸電力との間に用地に関する仮契約を締結していると。建設計画は、「四六年一月着工、当初三五万瓩級一基を四八年秋までに完成、四、五年後に二号機を増設、さらに将来は四号

第1表 内灘町、地域別世帯数および人口
(昭45.11.1 現在)

地 域		世帯数	人 口
團 地	アカシア團地	394	1,452
	鶴ヶ丘團地	682	2,252
旧 町	向 粟 ケ 崎	542	2,330
	大 根 布	501	2,324
	宮 坂	58	288
	黒津船地内	105	509
	西 荒 屋	246	1,146
	室	125	589
合 计		2,653	10,890

ついていえば、旧町地区は、建設推進の中心人物中本長吉町長の出身地で内灘町権力の中核である大根布を中心、これを支持した保守系一六町議のすべてを出しており（第5表、九八ページ参照）、又、それぞれの部落が強い血縁・地縁関係を背景にして、いわゆる有力者層による古い形の支配、強制を残しているなどの点で、団地とはいちじるしい対照をなしている。さらに、新旧両地区住民の間

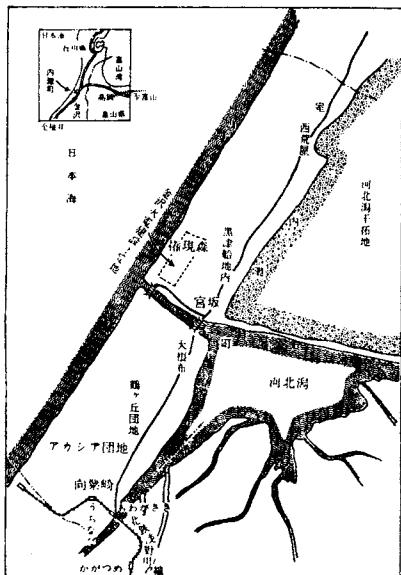
機まで……」と伝えられた。火力発電所ができたら公害は絶対に避けられない！不安はたちまち町内にひろがった。そしてそれ以上に、町民には何も知らせないで……一体、どういうことか！と強い不満、反撥が一斉に起つた。

の思いがけない距離感、異和感も見逃がすことのできない点であろう。はじめ一齊に起つた火電建設への反撥も、やがて、こうした新旧の町地図に応じて微妙に変つていった。六月に入ると町民は、火電・公害学習会を開きはじめたが、あちこちで公民館使用のしめ出しが起り、七月には建設反対署名活動をはじめた團地会婦人部長に、夫の職場を通じて圧力が加わるなどその黒い手は家庭にまで入ってきた。さらに七月、鶴ヶ丘団地最初の火電反対住民組織の代表・森井道男助教授に対し、勤め先の金沢女子短大（同短大理事長・直山与二氏は北電取締役、県経営者協会会長でもあった）から「私行上の理由」で退職勧告が出され、これには住民はもとより県教職員組合、金沢大学教組、同教官有志なども立ち上つて、九月まで三か月にわたつてはげしいたたかいがつづいた。

にきわめて重要な意味をもつたといえよう。
この反対運動の輪はさらに、内灘町をこえて拡がり八月末には、
河北郡各町の労働者協議会、婦人会、青年団などを網羅した「公害
から自然と生命を守る会」が成立し、九月一二日には、日本科学者
会議石川支部（金沢市）は金沢市内で「第一回公害問題シンポジウム—金沢火力発電所の建設をめぐつて—」を開催（七十人を越す参加者が会場からあふれ、大きな反響をよんだ）、そして一月になると金沢でも「金沢から公害をなくする市民の会」（約一二〇人、以下、金沢・市民の会と略称）が結成され、これらの幅広い運動に支えられて、地元の組織は學習会や建設反対署名運動、あるいは自動車パレードをふくむ街頭アピール活動などを精力的に進めながら、九月二七日の町長選挙を迎えたのである（以上、当初数か月の運動経過の詳細については、拙稿、「金沢火力」建設反対運動の経過、本誌第一二号を参照されたい）。

新旧両地区は次第に分化する気配を見せていた。しかし、田地住民を中心とする反対運動は、この中でむしろ強化され、六月一四日の鶴ヶ丘四丁目住民による「内灘火電建設反対期成同盟」（約五〇〇人）の結成を皮切りに、同一、二、三丁目の「公害から内灘を守る会」（約一〇〇人）、同三丁目の母の集り「公害から子供を守る母の会」（のち一二月に再編成されて、以後の運動の有力な支えになる「母の会」の前身でこの時約一五人）、大根布地区の「内灘を公害から守る会」（数人）などが次々に生まれ、七月三日にはこれら四組織が、その後の運動全体の中核になった「内灘公害阻止連合」（以下、阻止連合と略称）に結集するにいたったのである。さらに七月二〇日にはアカシア団地の「公害に不安を感じる者の会」（町内約八〇名を結集）、九月二三日には「公害を研究する教職員の会」（数人、以下、教職員の会と略称）も結成され、この間わずか三ヶ月くらいの間に、住民運動の組織態勢の骨格がほとんど整えられることになった。そして、この起ち上りの時点で、上記のようなさまざまの不当な弾圧が、一つひとつはね返されたことは、以後の経過

石川県河北郡内灘町



任期満了にともなうこの町長選挙では、阻止連合を中心に最後まで、火電反対統一候補擁立の努力がつけられたがついに、はつきりと「反対」を公約にかかる住民期待の候補は実現できず、再選をねらう中本候補と、保守反主流の前教育長中村保徳候補が競り合うことになってしまった。正面にすえてたたかわるべき町の中心課題は投げやられたまま、相変わらずの泥仕合が演じられたといつていだろう。しかし、内灘住民はここで、爾後の反対運動の重要な手がりをつかむことになった。投票を前にして阻止連合が、両候補および各町議会議員に出した公開質問状に対して、中本候補から次の回答を得たのである。

一、公害の不安があるかぎり、火電建設に協力するものではない。
 二、最終的には、住民投票に準ずる方式（アンケート）によって、直接住民の意思をきき、建設を受けいれるか否かを決定したい。

当選した中本町長に對して、後述のように、住民は文字通り強力にこの公約実現を迫り、二年を越えるたたかいの末ついに、これを直接のテコにして町長をねじふせ、住民自治の原則にたつて火電建設を阻止したのである。

金沢火力建設に反対する初の屋外「住民大会」
約400人参加 (45.11.15, 鶴ヶ丘中央公園) 提供一社新聞社

地元住民運動はここで大きな一步を印した。そしてこの一步はさらに、翌年一月へかけて、前記町長の公約をふまえた全町有権者の過半数を目ざした建設反対署名運動にすんだなどして、ようやく「強行」の姿勢を露骨に示しはじめた。

阻止連合はこれに對して初の住民大集会を計画することになつた。それは、住民の意思を無視した電調審(一〇月二二日、代表三



名が上京、陳情した)への抗議とこれまでの運動の総括、そしてたかいの一層の強化を狙つたものであつたが、さらに又、ここで「共闘」の手がかりをつかもうとして、県評、社共両党、日本科学者会議石川支部(以下科学者会議と略称)、その他発電所建設に反対している主要団体に對して「統一集会」のよびかけを行なつたのである。一〇月三一日、その打ち合わせ会がもたれたが、「統一実行委員会」の結成は、立場の問題で了解に達することができなかつた。しかし一月一五日、阻止連合主催のこの「火力発電所公害反対住民大集会」には右の諸団体は正式に代表を送つて参加し、寒風の中四〇〇人におよぶ初の屋外集会を成功させて、運動は大いに鼓舞され、あらためて連帶とたたかいの決意を固めるとともに、やがて結集される全県的な統一へむかって大きく前進することができたのである。

のである。この内灘のたたかいの全過程で、長期にわたって計五回

行なわれた署名運動は、これを支えた精力的なビラによる宣伝活動とともに、きわめてユニークな運動の柱になつたものである。この三年間に、住民組織が発行した情宣ビラ（機関誌）は合計約二五〇種類、五〇万枚（集会案内など含む）という驚くべき数に及んだとみられる（清水武彦「住民とともに」、県教組第二三次教研報告参考照）。豊富に図、マンガを配したこのビラは、簡潔なことばで迅速に情報を提供しただけでなく、公害問題の根を明らかにして住民に自信と勇気を与えた。又、町民一人々々に語りかける地道な署名收集活動は、やがて運動が旧町地区の厚い壁をこえてひろがる突破口にもなつたのである。

前記・「期成同盟」が県知事へ提出した反対署名（四五年七月）、「不安を感じる者の会」が同じく知事へ提出したそれ（同八月）、さ

らに阻止連合その他が県議会議長へ提出したそれ（同九月）などをうけて、第一回の過半数をめざしたこの署名活動は同年一月から阻止連合を中心にして取りくまれた。それまでの地固めもあって团地では順調に進み、同年暮にははやくも九〇名をこえるにいたったが、旧町地区のそれはなかなか難渋し、この約五か月、団地の運動が先行したことが、あるいはいかえって住民感情の隔りをつくったのかとも感じさせた。一月はじめ、町全体で過半数に達したが、なおあらためて旧町地区への本格的な働きかけを行なうことになった。

四五年九月結成いらい、反対諸団体の情宣活動に大きな役割を果した前記「教職員の会」のメンバーが、ここで中心になって活動し、大雪の中を連日、一軒、二軒と説得をつづけて一月末ついに、町長（町全体で約六〇%、四、一二四名）、二月一日署名簿を町議会議長へ提出したのである（清水武彦「金沢火電建設をめぐって」、県

教組第二次教研報告参照）。

内灘の火電建設阻止運動には、このような泥の中をはうような不撓の活動が、終始その底に生きていた。

（注）教職員の会が担当した機関誌（ビラ）は次の通りである

- （清水、前掲第二三次教研報告参照）
 - ①教職員の会の「碧い空」（45・9・9～46・9、11号）
 - ②阻止連合の「海鳴り」（45・10～46・12、21号）
 - ③大根布地区民協議会（46・11結成）の「区民協ニユース」（46・12～48・2、73号）、旧町全戸配布
 - ④阻止連合など四団体共同の「火電公害」（47・2～48・2、61号）、団地全戸配布
 - ⑤リコール実行委員会（47・9結成）のビラ（47・9～48・1、54号）

2 運動の発展拡大

—「連絡会議」結成、「尾鷲」視察、「区民協」結成—

建設計画発表から約半年、運動は前記一月一五日の住民集会につづいて、翌年一月末までに旧町をふくむ全町での「過半数署名」を達成して、ここに第一段階の基礎固めができたといえよう。今後のたたかいの段どり、方向の見通しはなお明確でなかつたかもしれないが、全国の運動に学びながら、活動は着実に拡大していた。

第二年目の四六年春、県当局がそれに建設承認をかけていた「金沢河北地区大気拡散調査」結果が発表され、その検討・評価のための、爾後約一〇か月に及んだ県公害対策審議会（以下、県審議会と略称）を中心とする審議がはじまって、火電問題の表舞台はこれに移った形になるが、地元の運動はその間も、組織の上でもたたかいの質の点でも地道に前進した。

その第一は、北電の建設計画および、その“安全性”を宣伝するための諸調査に対する科学的な批判、計画の危険性と住民無視への

きびしい指摘が本格化したことである。前記「第一回公害問題シンポ」をふまえて科学者会議は、四五年末から北電、県に対し、すべての資料の公開と安全性検討のための研究会への責任者の派遣を要請していたが（いずれも応えず）、四六年二月一七日、たまたま北電の気象調査結果の改ざん発表を発見し、この調査を担当した日本気象協会に対してはげしい抗議行動を展開した。これも一つのきっかけになり、いよいよ運動のほぼ全期間をとおして、パンフ、ビラ、声明、申入れなどにより、又、県審議会の場で科学者代表、労働者代表と協力して行なった科学上の批判によって、建設計画の危険性はありますところなく暴露されることになった。建設推進勢力が最後まで宣伝しつづけた「汚染は基準内」に收まり、「県審議会は計画を承認」したという強弁は、これらによって終局的にはね返されたのである（詳細は前掲「金沢火力」建設反対運動の経過、参照）。そして、この成功はなによりも、住民の精力的な自主的学習活動に、科学者その他のグループが緊密に協力したことによつたものである。

第二は、労働団体、革新政党などの民主団体と住民諸組織の県レベルでの連絡組織が、この年一月二五日発足したことである。一月一二日、科学者会議の呼びかけで行なわれた「情報交換と連絡強化のための懇談会」が一つのきっかけになって、二三日（科学者会議主催の「第二回公害問題シンポジウム」金沢火力の危険性についてのあと、その会場で）の打ち合わせ会で早くも具体的に了解され、二五日には各団体の代表者会議がもたれて、「金沢火力建設反対各種団体連絡会議」（以下、連絡会議と略称）が結成された。そして二七日の幹事団体による打合せ会を経て、三〇日には第二回代表者会議が開催され、ここで当面の方針と活動の決定をみ、二月四日には第一回「公害反対県民大集会」（金沢市観光会館）の開

金沢火力建設反対各種団体連絡会議主催、初の「県民大集会」（46・2・4、金沢市観光会館、約一、五〇〇人）に内灘から子どもをつれて参加し、舞台から「子供の命を守るために」と訴える「母の会」の人たち
— 北国新聞社提供 —



催（約一、五〇〇人）と急テンポに進展したのである。こうして多くの住民が期待し、又夫々の団体が前年からさまざまの努力を積んできた広範囲な共闘が、この時点での建設反対団体のほとんどを網羅した形で実現し、以後この連絡会議は、県審議会の審議の批判、建設計画の危険性の追求、当局への抗議、あるいは大量宣伝、大衆動員など多方面の活動をもって運動のきわめて重要な支えになつたのである。具体的な日常活動は、呼びかけ五団体（阻止連合、金沢・市民の会、自然と生命を守る会、県評、日本科学者会議石川支部）で構成する事務局会議によって進められ、事務局長団体には科学者会議が押された。

（注）連絡会議の構成三団体は次のとおり。「金石地域の会」は、四六年八月一七日に結成、参加。

○内灘公害阻止連合

会灘火力反対期成同盟

公害から内灘を守る会
内灘を公害から守る会

○公害に不安を感じる者の会

○公害を研究する教職員の会

○公害から子供を守る教師の会

○栗ヶ崎を公害から守る会

○金沢から公害をなくす市民の会

○金沢火力に反対する金石地域の会

○公害から自然と

○生命を守る会

河北郡各町婦人会
鳥島年の会
農協青壯年部
河北郡青年団協議会

河北郡全部勤労者協議会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会

会</p

調査の結果を審議していた県公害審議会・小委員会はその審議の山を越し、しかもその結論が、建設推進にはいちじるしく不利になる見とおしがつよまっていた。県当局はここで、審議会の審議のテーマを変えることによって、建設承認への論理を転換させようと企図した。八月に入って小委員会事務局（県当局）が、まだ右の調査結果に関する審議を終っていない小委員会に重ねて提案した、いおう酸化物にかかる県の「環境指導基準」案（それは、年平均一時間値として、 $0 \cdot 05 \text{ PPM}$, $0 \cdot 04 \text{ PPM}$, $0 \cdot 035 \text{ PPM}$ の三案が併記され、その科学的根拠も答えられないほどさんなものであった）はこうして出されたものであった。すなわち、与えられた調査結果をめぐってその可否をあれこれ論ずるのでなく、拠りどころとすべき「基準」を自ら作って、これにあれこれの数字を収めることによって「承認」への道を開こうとしたものといえよう。小委員会の審議がすでに二ヶ月をこえ、当初のスケジュールが大幅に遅れてあせりを感じていたことも否定できない。しかし八月二十四日的小委員会では、この県の原案に対し、とくに、これでは人体、植物に障害が起るのではないか、又これは科学的根拠がないなどの強い意見が出されて結論をもちこしたが、審議の焦点は明らかに拡散調査を離れて、この「基準」に移ったのである。

連絡会議はこの情勢を重大視して、八月二六日、県中央公園で第二回・火電反対県民集会を開催、約一、〇〇〇人の市民、労働者が参加して、北電に計画を撤回させようと氣勢をあげた。これに対し県当局もいよいよあせりの色を濃くし、審議会の運営はめだつて強引になっていき（九月七日、小委員会は六時間の紛糾の末、右の基準を $0 \cdot 03$ という高値に決めてしまった）、情勢は急速に緊張を高めることになった（以上、詳細は、前掲拙稿参照）。

県審議会の予定の結果と方向がしだいに露わになってきた。又こ

こで、その一つの山をこえたのである。これに対するはなによりも、地元の運動の圧倒的な新しい展開、団地の枠をこえた町全体の態勢づくりが要請された。それは内灘にとっては、永い伝統的な社会の構造の変革を意味するものともいえたが、もはや猶予は許されなかつた。旧町地区への積極的な働きかけがすすめられた。こうして約一ヶ月、かねてから火電建設反対を公けに表明していた中村小重前町長による「公害報告会」の企画に成功したのである。中村前町長は九月、尾鷲および秋田の両火電公害の視察に出かけ、一方大根布では地元有力者への働きかけをひろげながら、第一回集会の周到な準備が進められた。ここでも、教師の会のメンバーが貴重な役割を果した。

こうして一〇月三日、最初の「公害問題懇談会」が大根布公民館で開かれ、中村氏は詳細な視察報告をするとともに、火電建設の可否は住民投票によって住民が決定すべきことをとくに強調した。この集会には大方の予想をこえて二〇〇人の住民が参加したが、これは、それまで町内一地区で行なわれたどの集会よりも大きく、又この実上の「反対集会」が旧町内の中心・大根布で開かれたことは、保守勢力内の均衡に、したがって町内火電賛否両勢力のバランスに重大な衝撃を与えるものであった。「懇談会」はひきつづき、西荒屋（一〇月三一日）、宮坂（一一月一五日）、向葉ヶ崎（一一月二七日）でも開かれて旧町内を一巡し、この間大根布でははやくも、旧町内はじめての火電反対組織「金沢火力公害反対大根布地区民協議会」（約七〇人が参加、以下、区民協と略称）が結成され（一月七日）、以後旧町に反対組織結成の機運がひろがることは必至の情勢になつたのである。

「区民協」の結成は、内灘のたたかいに重大な転機をもたらし

は、ここで、つづく第三年目の衝突を予兆するかのように、町・県

両場面で大きく揺れはじめたのである。

3 建設阻止の力ギは住民の手に

——住民運動の高揚と建設推進勢力のあせり——

七割以上が納得できる公害防止措置が講じられないかぎり、建設を認めるることは難しいと、これまでにない強い姿勢を表明して世間を驚かせた。又そのあととの協議会では、一六町議中（議長、副議長を除く）、建設賛成八、保留二に対して六人が反対を表明した（第5表、九八ページ参照）。これをうけて、翌日町当局は、町長、町議長名の文書で中西知事に、住民の不安をきわめて強く町議員も半数近くが反対を表明しており、これらの合意をうることは「絶対不可能」と思われるとの申入れを行ない、そのあと議長は、前年五月の北電との契約は白紙にもどすとまで語ったのである。つづいて一二日、母の会の「結成一周年記念集会」でも、さらに一四日の町議会本会議でも、町長は重ねて同主旨の発言を念入りにくり返した。

町長のこの発言は、明らかに、大根布を中心ひるがるうとしていた建設反対組織結成の動きにかかわっていたが、これが、その後この動きのある程度牽制したことは否定できないだろう。しかし阻止連合など住民団体は、逆にこの「七割発言」をとらえて、一層きびしい町長追及の方向をうち出すことになる。

一方、こうした重大な地元の動きに対し、県当局はこれを力で押しきろうと、一二月一一日（土曜日）から一二日（日曜日）にかけて、非公開・抜きうちで県審議会・「特別委員会」をつくり、その場で、前回・総会（一二月九日）で四時間ももめて植物被害に関する検討、対策の欠けている点などを指摘された小委員会案をそのまま採用した形の「承認」の答申原案を作成してしまった。

一月一五日、阻止連合はこの年はじめての住民集会を開催、これには、すでに二〇〇人をこえたといわれた区民協も参加して、初の新旧両地区合同の住民集会が実現した。連絡会議は翌一六日午後、金沢市の街頭に立って、「県審議会は、公害に対する科学的解明なしに、建設承認の答申を出そうとしている。危険な火電阻止にみんな立ちあがらう」と大量のビラをまいて市民に訴えた。

二日、いよいよ大詰めの第八回総会——、内灘からかけつけた住民を中心に三〇数人の傍聴者が審議に耳目を集めた。その中で約二時間半、傍聴席からはじめて激しいヤジがとび、審議は何度も中断しながら、ついに原案が多数で押し引きられたのである（前掲拙稿参照）。

住民から完全に遊離した審議会「多数」、論理もなにもないその「多数」の主張、やり場を失った住民の怒りは、あらためて「反対

公開の原則を破つたばかりでなく、その人選を審議会（総会）に報告することもなしに、特別委員会がひそかに作成した答申原案は、一二月一六日の第六回につづき、こえて四七年一月一三日の第七回総会でもふたたび紛糾して結論をもちこした。

しかし、つづいて二一日に予定された次の第八回総会ではもはや終止符がうたれることは必至の情勢になつた。当然予想された審議会の結果ではあつたにしても、『濠』の埋まるのを前にして、住民団体は一様に「来るべきものが来た」と、緊張を抑えることはできなかつた。もはや頼るべきものは、われわれ地元住民の結束とたたかい以外にないだろう。建設阻止の力ギは今こそわれわれの手にあるのだ、と。

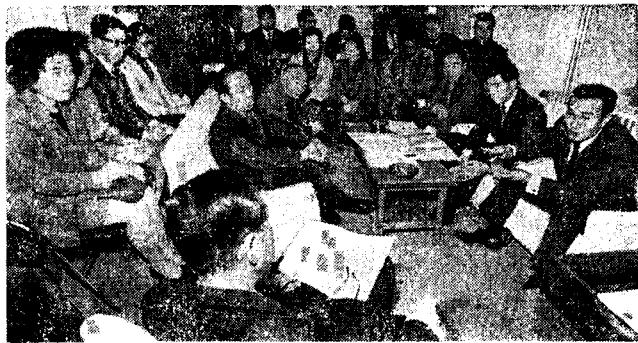
運動の本番はこれから」と悲痛な決意を固めさせることになった。

三年間に

1 P.P.M.、二四時間平均一時間値について 0.05 P.P.M.（「健 康保持のためにはこれ以下に押さねばならない」）を越える確率は、一年間でそれぞれ二〇〇～八〇〇時間、および三〇〇～八〇〇時間にもおよぶことが推定されることを明らかにして、そのはなはだしい危険性を強く訴えた。

しかし、これらの批判、抗議、要求をよそに、北電は二月一二日、審議会の答申につじつまを合わせて重油いおう分などの数字を多少修正した改定計画書を県に提出した。連絡会議はふたたび即日

「この改定計画によつても、汚染は県基準をさえ越え、危険は強い」との見解を発表、つづいて一九日科学者会議は、なぜ計画を変えねばならないのか、これまで安全だと言っていたのはどこに間違いがあったのか、これらの理由も不明のまま、こうして審議会のい



県公害審議会が、環境濃度を0.03ppmとした答申をきめた翌47年1月22日、阻止連合、区民協、母の会など地元住民組織の代表16人が、これに抗議して知事（代理、県公害環境部長）に、火電建設を認可しないよう強く要請した。席上、住民代表は、科学的根拠のない答申は納得できない、住民の声を無視するのか、とはげしい不満を訴えた。

—北国新聞社提供—

連絡会議
は即日声明
を発表、審
議会の審議
経過、答申
の多くの矛
盾、問題点
を指摘して
抗議し、知
事の不認可
を強く求め
た。翌二二
日、区民協

をふくむ地元住民代表一人も県庁を訪れて、同じく知事に文書で
要請、さらに科学者会議石川支部は二五日、京都大学原子炉研究所
の塙谷恒雄氏を招いて、第四回公害問題シンポジウム「0.03 P
P.M.で安全か」を開催し、この年平均値では、昭和四三年一月に国
の環境基準専門委員会が勧告した闘濃度「一時間値について0.0



「相変わらず公害の危険性はきわめて強い」—北電解
の公害防止対策改定計画を緊急に検討して、見解
を発表する各種団体連絡会議 (47.2.12)

—北国新聞社提供—

いなりに行なわ
れる無節操、無
責任な計画改定
に強く抗議し
て、即時その撤
回を求める文書
を北電、県當
局、県審議会に
提出した。また、
地元内灘では、
これに先立つて
二九日開かれた
阻止連合など四
団体（母の会、
大根布区民協、

および公害に不安を感じる者の会)の合同役員会での決定にもとづいて、改定計画書提出の翌一三日前九時半から、強い決意をもつて一斉に新たな反対署名運動に入った。区民協成後も、旧町地区の運動はとくに団地のそれとは独自にといった空氣をうかがわせていたが、ここで両者はいよいよ本格的な連携にすすみ、二週間以内に、町内全有権者の過半数獲得を目指して、総力をあげたたかいが始つたのである。運動は第一日目から好調なスタートをきり、翌一四日からは旧町地区でも区民協が大量の運動員をもつて参加、四日目の一六日には早くも、全有権者の優に三割を越える二、九六〇人に達したのである。「七割以上の賛成がなければ…」との町長発言の直後だけに、これは容易ならぬ情勢であった。はたして一七日には、室・西荒屋の両地区で、区長・区会・同区出身町議などの名で「…県・町・区の方針を信頼して、はやまつた署名をしないよう…」との文書が区内に流されるにいたつた。

はじめにも述べたように、金沢火電反対闘争は同時に、この種の古い町政治体制に対するたたかいであった。そして、こうした「妨害」にもかかわらず署名は着実に進み、一週間目の一九日には過半数に迫る三、八八二人に達した。四団体代表は、中西知事にこれを提示して、住民の不安を訴え、認可しないことを要請したが、知事は「…住民の強い反対は理解しているが、この問題はあくまで科学的に処理しなければならない…」と答えたといわれる。(朝日・石川版、47・2・20)「住民は非科学的だ!」追いつめられた知事が、ようやく「住民蔑視」の本音をはいたといふべきであろう。

こうして住民は、いよいよ重大な「決意」を迫られつあつたのである。

県審議会での北電の改定計画に対する最終的承認が予想された日の前夜、^(注)収集開始から九日目の二月二日、署名はついに過半数を

はるかに越える四、七〇〇余に達した。

(注) 二二日の審議会では多くの問題点が指摘されて継続審議となり、実際には、三月一四日の第一回審議会で、乱暴な強行採決でもって「建設承認」の答申、意見書が決められた。九五ページ参照。

三月一日、住民四団体の代表一二人は、すでに六割をこえる四、九一人の署名簿をもつて中本町長に公開質問状を提出し、(1)先ごろ町長は、住民の七割の賛成が必要と発言したが、この五、〇〇〇人、六割強の町民の反対意思はどう考えるか。(2)町長選いらいの公約「住民投票に準するアンケート」を、北電の最終計画が提出された現在、贅否採択の方法で即刻実施すべきと思うがどうか。(3)北電に對して、仮契約の白紙撤回を伝えたというのは事実か、の三点について回答を求め、「アンケート」の即時実施をきびしく迫った。

これに對して三月八日、町長は、一、署名簿の提出がなく、内容の確認がきかなかったので、評価については答え難い、二、アンケートの時期、方法は未定、三、正確な記憶はないが、昨年七月頃、金沢支店用地課長に伝えた、との文書回答を示した(注、署名簿は、署名者への個人的な、不当な圧力やいやがらせに悪用されることをさけるため、これによる建設拒否の決定などの町長の確約がない限り、当局に手渡すことはできないと持ち帰っていた)。このふまじめな回答に、住民がその怒りを一層もやしたのはいうまでもない。そしてこれは、やがて、四月九日の住民大集会の決議「町長リコールも辞せず」を経て、九月三〇日の組織あげてのリコール突入への重要な一步になつたのである。

五、〇〇〇人の住民の火電建設反対の意思是、この運動が、それから約八か月に及ぶ最も苦しい時期をよくのり越えてついに勝利を掌中にするのに、はかり知れぬ支えになつたといわねばならないだ

る。

昭和四七年初めからこうした住民運動のもり上りに対し、県
・町一体の保守体制は、懸命の陣営たてなおしをはかるとする。
区長の圧力によって署名を押えることに失敗したのちの経過を
辿って、町政のメカニズムの一端を、次にみるとしよう。

2・24 内灘商工会（会長・竹野清次——大根布出身の県議で火

電説の中心人物——会員約三〇〇人）が役員会（二七人中二
〇人出席）で、会として火電建設賛成の意思決定をする。商工
会は、町内織維、漁業関係者などの上層部の本拠で町内有力団
体の一つといわれ、地元団体で正式に賛成表明したのはこれが
はじめ。

3・13 中本町長が町定例議会で「県公害審議会の結論を尊重

し、公害のないことがわかれば建設を認めるべきだと思う」と
と、前年一二月議会での発言をひるがえして積極的な説教發言
をする。

3・14 第一〇回県審議会が北電の改定計画を審議、結局、公害
防止の科学的根拠不明のまま、また、建設賛成委員が「議事進
行、進行！」と叫びながら、質問で発言中の委員のマイクを横
取りするなどの暴挙をもつて少数意見を封じて、原案を可決
し、答申の非科学性をかえって衆目の前に暴露する。科学者会
議は直ちにこの答申をきびしく批判し、審議のやりなおしを知
事に文書で要請。

3・15 内灘町議会総務常任委員会は、前年の六月いらぐ繼續審
議になっていた阻止連合など住民団体からの「火電建設反対請
願」（同年二月の四、一二四人の反対署名添付）をここであら
ためて不採択にする。

3・16 同議会本会議で、右の総務常任委員会の結論を一五対二
で可決（保守系町議全員不採択にまわり、前年一二月の全員協

以後の保守内部の動搖を反映する）。

3・18 県審議会の答申・意見書の内容を北電との公害防止協定
の基本にしたいという県の方針に対し、北電これを諒承する
(これで県当局は、火電建設について形式的な手続きを終った
わけで、あとは、県議会および関係地元市町、とくに内灘町に
よるこの「協定」案の実質的承認を残すだけになった)。

このころ北電は、金沢、金石、津幡などに金沢火電PR対
策本部を設置し、従業員二〇〇人を動員して内灘町内各戸を訪
問、色刷りパンフを配り、「建設PR人海作戦」をはじめる
(アカシア園地の有志婦人はこれに抗議するビラを配布) (北
国新聞、47・3・22)

3・29 内灘町公害対策審議会は、町長の諮問に対し、県審議
会の答申、意見書は妥当との結論を全員一致できめて答申。

四六年一二月町議会での町長の「七割発言」、保守系議員六人の
建設反対などの表明、それをうけた町当局の計画返上のポーズ、こ
れらの姿勢は、このほど二、三ヶ月の間に以上のように一変した。
町長は賛成発言の機会をもっていたかのように、県審議会の承認が
予想された日の前日「公害がなければ建設を……」といい、保守系議
員はこの間に建設賛成に足並みをそろえるにいたつた。北電はこれ
と歩調を合わせて、大量の職員を内灘町にくり込んできた。これら
の背景に、県審議会の強引な審議打ち切り、北電の計画再提出、そ
の承認などがあつたことはいうまでもない。

右の時期は、内灘のたたかい全体の経過の中で、一つの転機を
意味していたといえるのではないか。
たとえばこの一月二二日、建設計画承認に直接つながる県審議
会の最終答申（前記）を受取った中西知事は、新聞記者に、県が
建設を認めて最終決定は地元内灘町にある、「だから、県が地

第2表 内灘町産業別人口
一昭45.10.1—

	総数	男	女
農業	5,427	3,207	2,220
林業	392	239	153
漁業	248	102	146
畜産	3	1	2
水産	141	136	5
鉱業	2,930	1,706	1,224
建設業	5	5	—
土木工事	788	737	51
建築業	2,137	964	1,173
製造業	2,100	1,259	841
卸売業	884	493	391
小売業	124	67	57
不動産業	368	316	52
運送業	566	255	311
通信業	158	128	30
その他の事業	5	3	2

(石川県統計協会、
(市町村勢要覧より)

元住民を説得するというような考えはさらさらない」と語つている(1・23、朝日石川版、傍点引用者)。これは、決定の責任を逃れるための發言であると同時に、知事の徹底した住民無視の姿勢があらわしていた。事実、四六年末までは、県も北電も、もっぱら審議会の承認答申のひき出しにつとめたながら、あたかも『地元』(住民)には無関係に、県以下の各級「機関」だけでことは運ぶとみているかのごとくであった。ところがこれは、思わぬ壁にぶつかった。その第一はおそらく大根布区民協の結成であった。つづいて、審議会の審議そのものがはげしい追求にあつて窮地におちた。こうした情勢の中で、さらに大きく盛りあがろうとする住民運動に対し、ようやく「力」にうつたえてこれを押えつけようとしたのが、右二、三ヶ月の動きであった。建設推進権力はしたがつて、ここで、その意思に反して、内灘住民の中に引きづりこまれるはめになつたのである。その経過は、つづく四月以降に具体的に示される(後記)。

△後日譚▽ 内灘では終始、住民との対話を拒否しつづけてきた中西知事は、四八年二月からの「七尾火電建設」問題に当つては、今(四八年秋)せつと地元漁民のもとに足を運んでいる。

第3表 内灘町事業所数(民営のみ)

一昭44.7.1—

	事業所 総数	従業者 数				
		総数	役員	業主	家族	常雇
農業	547	2,169	51	453	473	1,064
林業	2	5	4	—	—	1
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	57	371	7	50	14	293
土木工事	293	1,346	15	253	347	626
建築業	129	263	9	108	95	42
卸売業	1	17	—	—	—	17
小売業	1	2	—	1	1	14
融資業	7	21	—	4	—	1
保険業	1	1	—	—	—	3
不動産業	56	143	16	37	16	70
輸送業	—	—	—	—	—	—
通信業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
水道業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—	—	—	—
ガス業	—	—	—	—	—	—
道賃業	—	—	—	—	—	—
電気業	—	—	—	—	—	—
下水道業	—	—	—			

第4表 内灘町の工業（工場数など）

—昭45.12.31—

(x は不明、出所は同前)

の構造をうかがうことができよう（四四、四五年当時の内灘では、全事業所の従業者総数〔第3表〕中、製造業が六二%、建設業が七%で、それぞれ第一、二位を占めている。又、工場数〔第4表〕では、全体のはば九〇%が纖維工業〔そのほとんどは自営業形態〕でしめられている）。

これらの諸機関、団体は、さまざまに結び合い、又、なんらかの形で上級レヴィエルの政治に従属（系列化）して、なにがしかの利益を『地元』に誘導しながら、自らの地位を維持してきた。地元出身上級議員はしばしば、その有力なパイプになる。

このようないわゆる“有力者支配”優越の体制下では、地方議員と一般住民との結びつきは、利益還元の関係にはなっても、民主主義的関係の成立する余地はない。住民はつねに政治から疎外されている。火電建設反対住民運動はだから、それ自体、このような保守体制そのものと衝突する。四五年九月の町長選挙に際して、中本候補が「住民投票」を公約しようとすると、県当局がこれに横ヤリを入れて、“直接参政”にもつとも強い警戒を示した理由はここにある。県（地方課）は又、四六年一二月の町長の「七割発言」（九二ページ参照）に対しても、有権者の七割の賛成を建設の条件にするのは好ましくない、との意向を町に示したといわれる（北国新聞、47・5・23）。中西県政がもつとも恐れたのは、右の体制の崩壊であり、それを求める“住民”であった。四七年四月、知事から「公害防止協定骨子案」に対する意見を求められた河北郡下の町長の間に、回答にあたっては議会の意見を重視するが、これと住民との間にはギャップがあるようで、これをどうするかという新しい時代に向っている、との声が聞かれた（北国新聞、47・4・20）というのもとくに注目していいだろう。事実、この火電問題をめぐっては、どのレヴェルでも、首長、議会と住民の間にねじしばしば鋭いギャップが露呈された。

それから約半年後の一〇月、これは内灘町長リコールで頂点に達するのである。

県審議会による北電の改定計画承認の強行を背景にした、以上のような内灘町政の一斉の動きは、もはや力づくをも辞さないことを示したものであった。又町長の强硬姿勢は、住民運動への開きなおりであった。

これに対し四月九日、区民協をふくむ反対団体は、住民七〇

○人の参加する「金沢火力建設に反対する住民大集会」(鶴ヶ丘中央公園)を開催、ここで、中本町長が誠意ある姿勢を示さない場合には、「町長リコールをも辞さない」ことを決議するにいたった。この集会には、県内諸団体のほか、尾鷲三田火力増設反対連合会、富山県・岩瀬から公害をなくする会の両代表が参加し、それぞれ現地の実態を報告して、火電は必ず公害を起すことを訴え、反対運動に力強い激励を与えた。この苦しい事態に、はじめて県外住民組織と固く手を結び、大いに勇気づけられた集会は、三つのスローガンに加えて、右の決議にふみきつたのである。いよいよ本格的にリコールの準備に入った。

四五年一月、市長リコールをかちとった大分県臼杵の公害追放市民会議からは、すでに前年から資料の送付をうけており、又、前年七月、同様に町長リコールに成功していた福井県大飯の「住みよい町造りの会」には代表を派遣して、いざれにも貴重な生

第5表 内灘町議会議員、区長表

氏 名 (保守 革新の別)	出 身 地 区*	46 ・ 12	47 ・ 3	48 ・ 2	年 令 (昭 47年)	職業								
						船 主 元	水 田 所 有 (一 ha 以上)	織 維 工 業	建 設 業	商 業	会 社	勞 役 員	動 員	そ の 他
町 議 會 員	1(革)	鶴	否	否	○	38								○
	2(“)	鶴	否	否	○	30								○
	3(保)	ア	否	賛	○	56								○
	4(“)	大	保留	賛	○	58		○						○
	5(“)	大	否	賛	○	49								
	6(“)	大	賛	賛	○	43		○						○
	7(“)	大	賛	賛	○	54		○						○
	8(“)	大	賛	賛		50			○					
	9(“)	大	賛	賛		59		○						○
	10(“)	室	否	賛	○	52		○	○					
	11(“)	宮	否	賛	○	51		○						○
	12(“)	宮	賛	賛		48		○						
	13(“)	西	保留	賛		50		○	○					
	14(“)	西	賛	賛	○	62		○	○					
	15(“)	向	保留	一		46		○	○					
	16(“)	向	保留	賛		38		○						
	17(“)	向	賛	賛		57								
	18(“)	向	賛	賛		41			○					
区 長	1	鶴・町会長				60								○
	2	西・区長				48			○					○
	3	向・区長				58			○					
	4	宮・区長				52			○					
	5	大・区長				64								
	6	室・区長				63			○					

*「出身地区」は、昭和46年4月選挙における選出地盤を主にした区分で、鶴は鶴ヶ丘、アはアカシア、大は大根布、宮は宮坂、西は西荒屋、向は向栗崎。



内灘町住民4団体は、「金沢火力建設反対住民大集会」(47.5.9、鶴ヶ丘中央公園)を開催して、『町長リコールをも辞さない』ことを決議、集会後デモ行進に移り、火電反対を叫んで町内に広くその決意を訴えた。

—北国新聞社提供—

とになった
のである。

まず、右
の住民集
会の翌一〇

日、あたか
もこれに切
りかえすよ
うに、県議
会公害対策
特別委員会
は、知事か
ら意見を求
められてい
た北電との
「公害防止

協定骨子案」を、社共両党議員団が要請した公聴会の開催、県審議会会長の

喚問をともに数で否決して(事實上の審議の拒否、つまり議会の機能の否定)、一一対三の多数でそのまま承してしまった。県審議会の答申をほぼそのまま敷きつしにして作られたこの「骨子案」の了承は、同時に、県議会による北電の改定計画承認であつたが(県議会運営理事会で「特別委員会の結論を県議会の総意とする」とが確認されていた)、それだけにこの決定は、次のような看過できない問題をもつていた。

①県審議会の答申の基本となつていてる0.03PPMという「基準」については、同審議会でも終始、人体、植物への被害の危険

性が指摘されながら最後まで、明確にされなかつた問題であり、その上この答申以後、富山火力周辺では大気汚染被害が現実に発生して、事実によつてさらに重大な疑問がだされていたにもかかわらず、特別委員は、これを独自に検討し判断しようとはまつたくせず、県当局の説明をうのみにした。

②この骨子案の承認によつて、同じく審議会でとくに具体的な規制を要求されながら、結局無視された短期間・短時間の高濃度汚染、あるいは燃料の分減の年次計画など、公害防止のポイントに関する規制の具体的な内容をすべて県当局に白紙委任した。

③右とかかわつて、とくに内灘住民の圧倒的な公害不安、建設反対(わずか一月前に六割の反対署名が町長に出されている、前記)に象徴される広範な県民の意思を、まったく無視したことなどである。これらは、自らの唯一の根拠であるはずの県民に対する責任と、それを基礎とする自主性とをともに喪失した、県議会の荒廃ぶりをそのまま示したものであつた。

(注)県の提案した「公害防止協定骨子案」(「協定案」ではない)は、「第一、石川県は、(中略)第五に掲げる事項を主な内容とする「公害防止協定」を締結する。……「第五、協定の内容は、次に掲げる事項を具体的に規定する」とし、その「事項」としてたとえば、「……使用燃料中のいおう含有量を低減するため、年次計画を掲げることとする」、「……短時間高濃度汚染に対処するため、……いおう酸化物濃度が別に県の定める警戒基準を超えたときは、……別紙の基準(これも数値は空白)」引用者注)によつて……いおう酸化物排出量を減少させなければならぬこととする」(傍点引用者)、などとなつていて。

こうして建設のための手続きは、又一つ確かに前進したが、それは逆に、住民を怒らせ、建設阻止の決意をいよいよ強めさせること

になつたのである。

つづいて四月一三日、金沢青年会議所がはじめて、「条件つき賛成」の態度をきめ、県知事、金沢市長、北電に要望書を提出した。

翌四月一四日には、中西知事が、金沢市および河北五町長に「公害防止協定骨子案」を提示して、検討を要請。

同一七日、内灘町議会全員協議会が、つづいて一八日には同町区長・町会長会が、いずれも「骨子案」を了承。提示されてわずか三日目のこの承認は、これらの機関が単純な白紙委任了承の機械にすぎないことを示した。

同二〇日、自民党県連総務会は、四七年度重要政策に、火力・原水力発電所の建設促進を加え、これに積極的に対処することを組織決定するとともに、翌二日に予定されていた内灘町の「賛成団体」結成の会合（後記）には、県連会長、同幹事長、組織委員長の出席をきめた。

つづいて二七日には、県政連絡協議会の町村部会（三三町村長出席）が、「県は勇断をもつてすみやかに火電建設許可の手続きを進めよ」という勇ましい要望書を中西知事に提出（河北郡五町長は態度を保留）、こうして、自民党県連を先頭に県政界中枢部はあげて「内灘」に対決する姿勢を示し、五月八日からは、県連が一週間の予定で内灘町に大型宣伝カーをくりこんで連日巡回、宣伝するにいたつた。

三月中旬の県審議会の「改定計画」強行承認らい、建設推進勢力の活動はこうして一斉にエスカレートしただけでなく、この時期から、その活動に「反共」宣伝が加わって、その体質を露骨に示すようになつた（五月一二日、共産党県委員会は、自民党県連に対し「内灘町で同党の宣伝カーが、金沢火電に反対しているのは共産だけ、共産党は革命の準備に反対運動を利用しているなど、事實

無根の反共宣伝を行なつてゐるが、これを直ちに中止せよ」と文書で抗議した）。

こうした町外勢力のあわただしい動きに呼応して、内灘町では四月二一日、この問題ではじめて建設推進団体を名乗る「内灘町各種団体代表者連絡協議会」（以下代表者協議会と略称）が結成された。

この日、会場の大根石公民館には、内灘町商工会、漁業協同組合（竹野清次県議がそれぞれ会長、組合長）、同町・区長会（七田栄太郎会長）、自民党内灘支部（支部長、川口与喜雄町議会議長）の呼びかけで、「中本町長、保守系一六町議をはじめ、公民館長、農協、PTA、婦人会、壮年団、防犯推進隊など町内一八団体の長ら約七〇人と、清谷自民党県連会長、矢田同幹事長、米沢同組織委員長、博多県議らが出席、……会長に竹野県議、副会長に区長、町会長全員、常任相談役に保守系一六町議を選出し、……同会の具体的活動として町長、議長に提出する賛成意見書を町民から集めることを決めた…」（北国新聞、47・4・22）のである。

そして、この「内灘町各種団体代表者連絡協議会」の発足で町内賛成派の足並みがそろい…（傍点引用者）、「建設推進派」住民の活動母体が成立したかのように伝えられ、又みられた。しかしそれは正確ではなかろう。この会合ではその問題が最初から噴出した。まず、「県審議会はすでに安全の結論をだしているので建設に反対する理由はない。ここに集つたものが結集して、火電建設の推進母体になつてはどうか」という提案に対し、たちまち「安全の確証はない」、「各種団体の長が、勝手に火電建設の賛否を決めるわけにはいかない」などの反論が続出した。これに対して竹野議長は「個人としての態度表明でもかまわない」と採決を強行、そのため一部の壮年団長、PTA会長などは怒つて退場したといわれる。

「代表者連絡協議会」は、このようにして発足したのである（北国新聞の記事、ならびに「火電公害」第13号参照）。さすがにその名稱には、「火電建設推進」などの字句はなかつたが、實質的には賛成意見書集め——すでに五、〇〇〇人の署名を達成している反対運動態勢の、圧力によるきりくすし——をすることを申しあわせた。

この代表者協議会結成の呼びかけ三団体（正確にはその幹部）は前記のごとく、戦後保守町政の支柱であり、これに呼びかけられた P.T.A.、婦人会、防犯推進隊などの十数団体は、一般には、戦後の「部落体制」の政治的再編過程で全国的にも「上から」つくられた

団体であった。これらが、自民党県連指導層の出席のもとに糾合せられたこの代表者協議会は、したがつて基本的にはむしろ、危機に当面した体制の補強を目指したものであつたといつてよからう。したがつて又、その発足集会における右のような混乱は、体制の動揺をかえつて表面化することにもなつたのである。それは、県政界自体の弱点を見せただけでなく、すでに二年にわたつて、旧町地区をふくむ広範な住民の間に浸透していた地道な民主主義運動が、よくこれをゆるがしていだことを示したものでもあつた。それゆえに又、その後のかれらの、住民運動に対する妨害、切りくずしは、いよいよ手段をえらばぬものとなつて矛盾を深め、又しかし反面ではそれが、とくに旧町地区の運動にきわめてきびしい試練にもなつたのである。

そのころの「区民協ニユース」のひとつは、次のようにその苦惱をじませながら、「区民協はどうまでもがんばります」と町民に訴えた。
「最近火電賛成側から、何とかして区民協をつぶそ
うと、区民協の役員に対してもうらや形の手段を使つての働きか
けが行なわれています。そのため、役員の中には、心ならずも勤
きにくくなつていった人たちもあることは事実です。しかしその

反面、また新しく活動に加わつてくる人たちもふえて来ていま
す。この事実は、区民協が、火電公害反対の住民運動の中でたい
せつな役割を果していること、そして、五百数十名の会員をもつ
区民協が、その役員をおさえつけることで、簡単につぶれるもの
ではないことを示しています。

区民協は、「内灘の自然と住民の生命を公害から守りぬく」と
いう、後世にはじない正しい目標をもつて運動を進めているので
す」（「区民協ニユース」第32号、47・4・26）

代表者協議会は、結成の翌日から建設賛成の署名運動をはじめた。建設反対団体の手で、すでに有権者の六割をこえる五、〇〇〇人の反対署名が正式に町長に提示されているのに対して、その目標は、七割・五、六〇〇人以上といわれた。それは明らかに、始めから正常な説得などを考えたものではなかろう。はたして、泣きおとし、脅迫、ごまかし、そして買収？など、あらゆる強要がはじまつたのである（「区民協ニユース」第35号、47・6・1に具体的に報じられている）。

又丁度このころ、金沢商工会議所から、加盟企業主に署名簿つき賛成意見書が送られて、内灘在住従業員に雇用関係を介して署名させようともした。連絡協議はただちに商議所に對してその中止を申し入れた（四七、五、一三）が、間もなくこんどは、「自民党石川県支部連合会、内灘町各種団体代表者協議会」連名の、同じやり口のしかも同文の住復はがき（写真参照）が各戸に送られてきたのである。これら三団体の本質をそのまま示したものといえよう。

「旧い内灘」のただ中からデッヂ上げられたこの代表者協議会に
とっては、署名の根拠である「自由な住民」といったものは、はじ
めから存在しない。だがその協議会も、いや、この住民を無視し

卷之三

「みどり」と「健康」の保持できる金沢火力建設に

卷之三

10

內鄉町各團體代賣者總理會

那便是猶疑がち



卷之三

9 2 0 - 0 2

河北郡内澤町字鳥立又丁目

四

1790

新編增補古今圖書集成



三

9 2 0 - 0 2

河北鄉內運動指揮

中本長吉謹啟

卷之三

— 102 —

たまま通ることはできない事態になつたのである。そして、こうして事態をつくり出したものこそは、すでに二年、及んだ住民運動であった。

そこには、『反公害』を核にした住民の自覚がたくましく成長していたのである。

そのころ「不安を感じる者会」にあてて、一住民から一つの投稿がよせられた。そこには、このゆがみきつた『政治』に慣る生きた住民の息吹きを読みとることができる。『いつたい誰が、だれに勝ち、誰のために賛成署名を取るというのだろうか』と題するその投稿の要旨を、ここに記録しておこう。

「（上略）……そのころだつたでしようか。何人かの保守系の町議から、われわれも負けずに賛成署名をとるべきだという話を聞いて、びっくりしました。

“いつたい、誰が、だれに勝ち、誰のために賛成署名をとるといふのだろうか”

⋮（中略）：馬鹿も休み休みに言つていただきたい。そんなひまがあるなら、知事や北電に、この内灘の空を守る条件でも考えて要求したらどうだ。

私は今にして思いあたります。かれらには、はじめから住民といふものが無かつたということを。

某日、内灘町も人々に公害対策審議会を開きました。そしてその結果は、全員が火電設置に賛成ということでした。全員とはなんなることか。現に火電反対の人々はどう少くとも、この内灘に二千や三千はいます。それなら、審議会とは一体なんだつたのだろうか、あまりにもひどすぎます。

全員賛成となつたとき、この委員を委嘱した町当局はその人選に過りがあつたことを恥ずべきです。委員長は、おのれの会議の

進め方が過つっていたのではないかと、反省すべきです。
審議会という一見民主的な形をとればとする程、この全員賛成という事実は、人の心にやりきれぬ政治への無力感を味わわせます。……ぬぐいきれぬ行政への不信をいたかせます。……しかし今になって、まあかれらに何を言つても無駄だと、私もしみじみ思います。もともとかれらは、恥じたり反省したりするどころか、うまくいったとほくそ笑んでいるでしょうから。『全く悪いやつほど、よく眠る！』

私ははつきり決心します。北電には申しわけないが、アンケートの時には火電に反対します。火電の是非は、いまなお私にはわかりません。……ただ、今のこの政治・行政に対するどろどろした思いを、アンケートで反対するという形でしか、私たち庶民にはあらわしようがないのです。』

4 県外住民運動との連帶

——「富山・草島」のたたかいと四日市公害訴訟判決——

大正一〇年代いらい、奇病、業病といわれながら、神通川流域の農民が苦しみもだえてきたイタイイタイ病が、政府によつて正式に公害病と認定されたのは、なんとそれから四〇年もたつた昭和四三年五月、萩野昇医師が「鉱毒説」を発表してからでも実に一二年目のことであった。この日まで二〇年をこえる苦難の研究生活をつけた萩野氏は、『昭和四三年五月八日は、日本の政治において記念すべき日となつた。……永年の霧がやつと晴れあがつた。不幸な患者さんたちが救済されるのだ！……もうこれ以上、いわれのない悲しみや不幸が、この神通川流域に住む人びとの上に訪れることがないのだ』と記した（萩野昇「イタイイタイ病との闘い」、傍点引

用者)。だが、氏が深い感慨をこめて記録したこの「昭和四年五月八日」も、決して、日本の政治の進路を変える日とはならなかつた。

二つの水俣病とならんでわが國公害のこのいまわしい典型を生みだしてしまった富山県は、さらによく、昭和三〇年代後半からは、一途に「工業開発」を求める、工場誘致に奔走して、やがて日本海側随一の「公害県」として耳目を集めるにいたつたのである。その富山で、急速に「緑の破壊」が進んでいることは、隣りの石川県にもいち早く伝えられていた。なかでも、富山市の奥羽山を中心に、ここ数年来杉、松、ケヤキなどが立ち枯れや真夏の落葉現象をみせ、その主原因が富山市北部工業地帯の北陸電力・富山火力発電所の排煙・亜硫酸ガスにあるとみられていることに、内灘の住民、そして連絡会議に結集する人々は強い関心をよせざるをえなかつた。「やっぱり、火力発電所の公害はさけられない」、そして、「植物被害のあとに来るものは人間被害だ……」と、住民の不安は一途につよまるとともに反対運動の決意もいよいよ固められた。

前記、四月九日の住民大集会に尾鷲の住民組織とともに、富山市北部地区の住民組織代表が実態報告と支援・激励に参加していくらい双方の本格的な連帯が進み、同月三〇日には内灘の住民五団体の代表約三〇人が、富山火力周辺の視察と岩瀬住民組織代表と交流、公害の悲惨さをいよいよ深く認識することになった。「火電公害」は特集号(47・5・4、および5・5)を発行して、「……草島の人たちは今年の二月から、北電に対し……抗議に立ちあがっています。……草島のBさんの娘さん(九才)も三年前からゼンソクがひどくなり、……はげしい発作でことしになって七、八回も意識不明になつた。……いったい、だれがこんな目にあわせているのか……」と怒つた。



内灘住民4団体のメンバーら約40人が、富山火電被害の視察報告をし金沢火電建設反対を訴えるビラ5,000枚を、金沢市繁華街で配布(47.5.7、午後) — 北国新聞社提供 —

呼吸器系疾患を中心とする北部地域住民の健康障害の発生についても、早くから報道されていたが(たとえば、「読売新聞」、昭47・2・19、「大気汚染、健康をむしばむ」)

富山市北部工業地帯九三二人が気管支炎・非工場地帯の三倍も(富山市アンケートによる第一次住民健康調査結果)と)この五月中旬ごろからは、地元住民組織の積極的な調査・自主検診・抗議の行動によって被害の実態が次々に明らかにされ、これを連日のように報道した「富山」、「北日本」などの地元紙を内灘の住民団体は購読して、その記事をそのまま機関紙で広く伝えた。次にその一端を記してみよう。

(「富山新聞」、昭47・5・21)ゼンソク患者29人も火電にやられた……と住民運動△富山市草島▽公害病に認定を県や市へ救済訴え。富山市北部工業地帯にある草島地区の人たちが「富

山市北部大気汚染被害をなくする会」（世話人・井城信義さんら四人）を結成。

（「富山」、昭47・5・22）やつぱり大気汚染
ち枯れ 加藤氏（横浜国立大）らが共同調査 亜硫酸ガスが主
因 衰えたところへ害虫。

（同、昭47・5・24）ショック！／硫酸の雨／峰る 富山市草島
地区 洗たくものに穴あく 富山火力の排煙か 最高一八〇〇P
PM検出 県公害被害者連絡会議が観測

富山ゼンソクの火電建設と地療養の大先

富山新聞

昭和47年6月、富山市
草島地区により一少女が
死亡、北陸報する新聞紙
（6月12日付富山新聞）

（同）百五人が呼吸器疾患
（注、富山市のばい煙健康調査の第二次住民検診による）

六月四日には、連絡会議の主催で河北郡地区を含む住民約50人
による、第二回「現地視察と交流」の会がもれた。この四月から
六月にかけて、機関紙を通して間断なく伝えられた上記の「富山の
実態」が、ここでさらに目と耳で確かめられたばかりでなく、火電
建設をゴリ押しに進めようとする北陸電力や、石川県、内灘町当局
の姿勢の本質が、これを通して実感でもってとらえられた。

それから一週間、同月一日、とうとう草島からゼンソクによる
少女の死が伝えられた。草島小四年生の成田栄子ちゃん（九才）、

栄子ちゃんは、富山火力操業二年目の「昭和四一年八月ごろより気
管支ゼンソクを発症し、その後次第に悪化し、医生協富山診療所黒
部医師、金沢城北病院清水医師等の協力をえて五月二二日に行なわ
れた住民自主検診にさいても重症の気管支ゼンソク症と診断され
ていた」（47・9・8、金沢火力反対各種団体連絡会議、富山県公
害被害者連絡会議の共同発表による「草島地区住民の健康破壊につ
いて」）

第6表 草島地区患者の発病年次

症例 年度	気管支 喘息	喘息様 気管支炎	慢性 気管支炎	計	火電建設時期
39	0	0	0	0	1号機8月 15.6万KW
40		1		1	
41	1	1		2	2号機2月 15.6万KW
42	1			1	
43	4	2	2	8	3号機11月 25万KW
44	7		1	8	
45	2	1	2	5	
46		2	4	6	共同火力1月 25万KW
47	2	1	3	6	

富山県医療生活協同組合富山診療所と
石川労働者医療協会の共同調査による

いて」より。なお、同文書で発表された別掲第6表をも参照されたことにしておいた矢先、一〇日夜から発作を起こし、一一日午前二時ごろ、病院でのあらゆる手当てのかいもなく、苦しみもだえながら息をひきとつてしまつたのである。

この日午後、内灘・鶴ヶ丘の「母の会」のメンバー約五〇人が草島を訪れたが、住民相互の交流の席上、富山市北部の「富山県公被連」など三団体は、「第二、第三の栄子ちゃんを出すな！」と一層のたたかいを決意するとともに、北電の責任にたいし怒りをもつて抗議するきびしい声明を発表した。前の月の二二日に組織を結成し、内灘の住民とも交流を深めて公害反対運動を盛りあげようとしていた矢先の草島の人々にとってはもとより、内灘住民にとって



「富山火力公害・実状報告集会」の開催を知らせる金沢火力反対連絡会議の伝宣ビラ
(昭和47.6.26, 金沢市街頭で2万枚配布)

も、はげしいショックであったことはいうまでもない。その二日後の二三には、さらに、草島小学校(一年生)の定期健康診断で、ハントウセン肥大、鼻・いん頭疾患が受診者の四五名(六六人)、富山市内平均の二倍以上であることが判明した。金沢火力反対連絡会議は、六日、四月いらの同会が富山の「被害をなくす会」などと協力し、富山県、市の調査資料をもわせて行なってきた総合的な「富山火力発電所周辺の公害実態調査」の中間報告をまとめ発表、とくに新たな「金沢火電」建設の危険性を強調した。また同二六、二七日には、これを訴えた伝宣ビラ(上の写真)二万枚を金沢市の街頭で配り、二八日には「富山火力公害の実状報告集会」を金沢市観光会館で開催して、火力建設とともに公害の恐ろしさをアピールした。

こうして次々に、富山火力周辺の人体、植物にわたる深刻な被害が明るみに出され、そのいずれもが、亜硫酸ガスによる大気汚染との関連を推定せざるをえないことがいよいよ明らかにされていく中で、北陸電力をはじめ、金沢火力建設推進勢力の圧倒的な攻撃を、緊密に連けいする両県の住民運動がしだいに推し返す情勢になってきた。北電は、六月一六日の社内報「北陸電力新聞」の特集号で、それまで公表しなかった独自のいわう酸化物濃度測定結果を紹介して、富山火力の排煙がゼンソクの原因とは考えられない、樹木立ち枯れの主因は病虫害、という主旨の公式見解をはじめて明らかにしたが、これはむしろ、北電の深刻な動搖をこそ表わしていた。住民団体機關紙、ビラは、新聞報道をも利用して、これら被害の実態を大量伝達し、さらに記者会見や集会を通じて強く訴え、するどく追いつめた。又、両県の住民運動が手を結んで、自らの手で次々に被害の実態を明るみにした。そしてこの実態の発掘は、最大の慎重な科学的配慮をもって行なわれた。その点では、住民の自主検証環

境濃度の測定に、あるいは資料の解析に精力的にとり組んだ地域の人々や、医師を中心とする科学者グループの役割が高く評価されねばならないだろう。それゆえにこそ又、前述のごとき不当な圧力や買収など、手段を選ばぬ賛成意見書集めが行なわれている中で、これが住民運動の自信に与えた影響も大きかったのである。

この年の一月、県公害審議会は、富山火力で被害がおきているとは聞いていないとして、○・○三 P.P.M の環境基準を答申したが、今やその論拠はまったくくつがえったのだから、当然審議をやりなおすべきではないか。補償金をいくらもらっても、死んだ栄子ちゃんは両親の手には戻ってこない。被害が起つてからではもう手おくれだ。科学的な根拠、反論もなしに、ただいいのがれに腐心するだけの北電と公害防止協定を結んでなんの役に立つか。……「火電公害」紙は連日これらを訴えた。住民の北電に対する不信、怒りはもはや抑えがたいものになるとともに、「公害の本質」もいよいよ明らかになってきたのである。

しかもそうした中で、内灘の住民は、一日、一日大きな決断を迫られていた。この春いらい、建設阻止のカギは、あげて住民の手に託されている。だが同時に、建設承認のカギは町当局の掌中にあるのだ。この承認を封じねばならない。住民の間の空気は次第に、町長リコール不可避の方向に傾きながらも、重苦しいそしてあわただしい毎日が続いた。

この苦悩の中で、七月二十四日、「四日市公害訴訟」判決が下された。前の年の富山イタイイタイ病、新潟水俣病の一審判決につづいて、わが国の公害の歴史の上でもっとも劃期的な被害者住民の全面勝訴である。

この判決は、最大の争点であった共同不法行為の成立を認めた他、内灘の住民運動にとってはとくに二つの点できわめて大きな意

味をもつたものであった。その第一は、因果関係の認定である。被告六社の排出した大量のいおう酸化物は、風向などの特性から磯津地区に到達したものと認め、又、原告らの閉塞性呼吸器疾患の原因は、右のいおう酸化物を主とする大気汚染であることが疫学的立証によつて認められたと述べたのである。『発電所から排出された亜硫酸ガスと被害の因果関係は不明であり、又、子供のゼンソクには先天的なものが多い』(六月一日、草島の成田栄子ちゃんの死亡に際しての、北陸電力広報部長の談話、「富山新聞」、47・6・12)といつた北電の姿勢すなわち、『四日市被告』らの主張とまったく同列の根本的な反証を提出しないでいいのがれにのみ終始する環境汚染源企業の常套手段、をこの判決は全面的にしりぞけたのである。第二は、過失責任の認定である。判決は、被告らは工場立地、操業に当つて被害の予見可能性はあつたにもかかわらず、それらを調査研究すべき注意義務を怠つて漫然と立地、操業した。たとえ排出基準を順守していたにしても、その被侵害利益が『人の生命、身体というかけがえのない貴重なもの』である以上違法性はまぬがれないと断じ、さらに、経済優先の考え方から、調査研究をしないままに工場誘致を奨励した國や自治体の『落度』についても、その責任を指摘したのである。内灘住民が、これまで北電あるいは県当局に對して一貫して要求し抗議してきたのは、金沢火力計画、県環境基準にはいずれも、安全性を裏づける科学的調査にもとづく根拠がない、富山住民の疾患の原因が富山火力でないのなら企業としてのの立証責任を果せ、といふものであったが、判決は、あたかもこの内灘住民の主張をそのまま支持するものだったのである。

被告全面敗訴のこの判決は、今後の産業立地に与える影響をふくめて、財界・政府に強い衝撃を与えたが、当の北陸電力、あるいは県、町にとつても大きな打撃になつたことはいうまでもない。北電

はなおも、社長が「四日市判決は、電気事業の立場からは理解しにくい。電気事業は国と自治体の環境基準を足がかりに電源立地したものであり又、公益事業として電気を供給する責任と義務がある」

(「北国新聞」47・7・28)と語つたり、「一五万瓩(10万瓩)の排煙脱硫装置の開発に北電独自で取り組む」(同、47・8・12)と発表したりしてその狼狽ぶりを示した。これに対し科学者会議石川支部はただちに、北電に対して、「この判決は、被告六社だけでなく、生産至上主義に目をうはれて人命の尊厳については正常な感覚すら失った今日の企業、排棄物質を自らの責任において嚴重に規制するという当然の国民への責任を忘れた今日の企業への、重大な警告である。この判決の精神をふまえて、まともな調査もせずに、ただ机上の計算で『県の基準に収まる』ということだけで強行しようとしている金沢火力建設計画を、即時撤回することを要求する」との声明(七月二七日)を発表、地元内灘の住民は、「火電公害」を通じて、『県、町当局は姿勢を正せ! 県公害審議会は審議をやりなおすべきだ!』『この内灘を四日市の二の舞にするな!』『判決は下つても煙は消えない! ゼンソク発作の苦しみはなくならない!』と連日抗議し、又訴えた。

四日市判決は確かに、いわば難局にあつた内灘住民の運動に大きな勇氣を与えるものであった。又これによつて、それまでの公害に対する認識は、さらに深まり、住民意識は高められたといえよう。しかし逆に、この二年にわたつた内灘のたたかいが、まさに判決を支えたものの一環であったことも忘れてはなるまい。その意味でこの内灘のたたかいの勝利は、四六年六月の三重県尾鷲の視察から、四七年三月以降の富山市住民組織との交流、そして四日市の勝訴を経て、全国的に連帶した全住民運動の勝利を意味したものといわねばならないであろう。

5 町長リコールへ

——暴力とのたたかい、最後の勝利——

すでに二年におよぶ火電建設反対運動のなかで、内灘の住民は、問題の解決には町政との対決を避けられないことを感じとつていた。二年前の選挙における「住民投票」の公約以後、さらに前年一二月町議会での「住民の七割以上の賛成がなければ建設は認めない」との発言以後でも、町長の発言は際限なく変節し、住民の怒りはほとんど極点に達していた。そして、当面最大の焦点として注目されていた県の「公害防止協定骨子案」(前出、九九ページ参照)に対する四年九月一三日の町長の回答提出は、ついにこの住民の怒りに火をつけることになつたのである。この回答を掲載した町広報は、同時に爾後の町の対策を次のように述べていた。

金沢火力発電所の公害防止協定骨子案に対する回答

一、出力に見合ひ排煙脱硫装置の設置を義務づけること。

二、短時間高濃度汚染に対処するための厳しい警戒基準等を協定締結の際、明確にすべきである。

三、監視体制については、住民が安心し得る施設並びに体制を確立すべきである。

ア、県の設置するテレメーターシステムの他に住民誰でもが常時見る事の出来る(括弧内略)ような施設の整備をする

イ、本町公害防止条例第一〇条の規定により北陸電力に対し必要なに応じ関係職員及び町長が委嘱する者の施設への立ち入調査が出来ることとする。

四、被害補償の問題については充分な配慮をもつて規制すべきである。万一被害が発生した場合の会社の補償責任を明確にする

とともに無過失損害賠償責任原則の取り扱いについては國の関係法案の推移にかかわらず会社の責任に於いて被害者救済並びに被害物件の補償に當る。

五、複合公害について

特に金沢港後背地に於ける工業地帯との複合汚染が懸念されるので当該地域に進出予定の企業に対する規制措置並びに指導を強化されたい（これらの企業の進出については、関係市町の意見を聞くこと）

六、万一協定に違反した場合は、直ちに操業を停止させること。
尚、本回答はあくまでも公害防止協定骨子案に対する回答である。

今後の火電対策

- 一、県が内灘町の提出した条件をのめない場合、建設を受け入れない。
- 二、町の提出した条件が満たされた場合、はじめて住民の意志を確認する方法として、アンケートを実施する。
- 三、そのアンケートの結果を尊重し、町と議会の判断により賛否いずれかの最終決定する。

内 灘 町

この回答が、金沢火電建設に対する町の正式の「条件づき賛成」の表明であり、町民の意思を問うアンケートなしにこれを出すことが町長の公約違反であることは明らかであった。又、この骨子案への意見を求められていた関係七市町（河北郡五町の他、金沢市、野々市町を含む）の中で、すでに六市町は条件づき賛成回答を提出しており、最後に残っていた内灘町のこの提出は、火力建設可否の決定をここで最終的に知事に委ねることを意味していたのである。

住民諸団体の代表約三〇人は同夜ただちに緊急対策会議を開いて、この明らかな公約違反に対する態度を深夜まで協議し、以後は運動の中心を町長リコールにおき、各団体はその具体的準備に入るとの方針を確認したのである。すでにおおかたの準備はできていたとはいえ、浮動要素の多いこの種の決断はつねに至難である。しかし、リコールでたたかうとすれば、これがその最後のチャンスであろうと判断された。九月一七日、阻止連合、大根布区民協、母の会、不安を感じる者の会、金沢火電反対北部同志会、同黒津船地内同志会の六団体は「金沢火電反対・町長リコール実行委員会」（以下、実行委員会と略称）を組織した。いろいろ約二週間の慎重な検討と不眠不休の準備を経て、ついに九月三〇日、町選管への中本町長「解職請求書」提出に至ったのである。

これに対し、各種団体連絡会議は全面的な支援を決め、他方、前年暮の「大根布区民協」結成以後や停滞していた旧町・他地区での組織も急きよづくられて、一〇月二日午後、背水の布陣で、県下では公害にかかるはじめてのリコール署名収集に突入したのである。

反対運動のすべてをリコールの成否にかけて立ち上った実行委員会は、当然予想された妨害、介入などの不当干渉を見こして、緒戦（二、三日内）で一気に全有権者（九月現在、八、八二二人）の法定数（二、九三八人）を達成すべく、約二五〇人の署名収集人を動員してスタート、町内最大の有権者（九月現在、二、八三六人）をようする鶴ヶ丘団地を運動の拠点にして好調なすべり出しをみせ、約一週間後の一〇月一〇日には、法定数をこえる三、〇〇〇人の署名を獲得した。

この間はとんどん連絡会議参加各組織からの応援をえて町内外にビラ入れをつづけ、鶴ヶ丘と大根布の二か所に設けられた実

行委員会代表者宅の事務所は、数十人の収集人によって刻々集められる署名の集計と戦術會議で、戦場のような毎日がつづいた。連日のビラではとくに、直接請求は、憲法にもとづく住民の正当な権利であり、さらにそれ以上に、地域の民主的發展を進めるために果すべき責任であることがよく訴えられ、又、白井（大分県）の先例

などに学ん

で、署名は
リコール成
功までは公
表されない
などのこと
が伝えられ
た。

ところ
が、署名收
集の前に立
ちはだかる
壁は、この
ところから急
速にけわし
くなつたの
である。後
記のような
予想をこえ
た、そして
目にあまる
不当干涉、

悪らつな妨害が続発し、そのあと解職投票の地図めのための過半数獲得の目標は、第三週目に入るとほとんど行きづまるにいたり、二一日目の一〇月二二日、ついに苦腦の決断のもと、法定数を約六五〇上まわる三、五八六人の署名をもって収集をしめくくり、町選管に名簿を提出することになった。

「リコール署名は成功したとき、はじめて申請へ
出します。それまでは実行委員会が監査に
保管して秘密は守ります。」

公認の公証人前でリコール署名を提出

「署名の秘密は厳重に守られます」とうつたえる実行委員会のビラ

道義すら失ったこの非道のしうちに、住民は激怒した。当然の理非の解明のために、ふたたび、いわれのない忍耐を重ね労力を費やすたたかいがはじまつた。そして約二か月、内灘住民はついにこれをものり越えて勝利をその手にしたのである。

この間の妨害干渉は、あたかもかれらの本姿をさらけ出した形になったが、それらはその性格からおよそ三つのタイプに分けることができよう。その一つは、町区会、区長会、工業会、町議団などの公私の影響力、あるいは有形・無形の利害関係を利用して、解職請求署名への住民の自由な意思表示を不当に妨げようとするもので、次のようにその規模は町をこえて郡、県のレヴァエルにまで及んだ。

九・三〇 リコール実行委が「解職請求書」を町選管に提出すると即日、「各種団体代表者協議会」は「中本町長リコール反対推進委員会」（委員長・竹野県議、幹事長・川口町議会議長）を結成、副委員長に保守系町議一五名を選出し、全町約二〇か所に「地区本部」をつくって、リコール反対署名運動を進めることをきめた。翌一日、西荒屋では臨時区民総会（一二〇人出席）でリコール反対を決議し、同区長を地区本部長にきめた。

一〇・四 河北郡町村会（会長・中本内灘町長）、同町村議会議長会の臨時合同会議は、「中本町長の防止協定骨子案に対する答申は正しいものと信じ、これを支持し、内灘町民の良識に期待する」と声明。

一〇・五 川口・内灘町議会議長ら保守系六町議が、「われわれは中本町長が知事に提出した無公害的条件の答申は、時宜に適した正しいものと判断、全面的に支持した。この平和な町で徒らに自己の主張を強要するため町民をまどわし、町長リコー

ルという暴挙で町の平和を乱そうとするものに対し、良識ある町民とともに絶対反対する」と、「内灘町議会リコール反対議員団」の名をもって声明。

一〇・七 「リコール反対推進委員会」の総会（地区本部役員、保守系町議ら二五〇人参加）に、中西知事が矢田県議（自民党県連幹事長）とともに出席して、席上、「リコールは筋違い、中本町長を支持する」とリコール運動批判の発言をする。連絡会議、社共両党は、これを重大視して九日、知事に対して、リコールは住民の正当な権利の行使であり、知事が反対派の集会に出席してリコールを批判したのは、重大な権力的不當介入であるとして厳重抗議しきびしく謝罪を求めた。

一〇・八 中本町長出身地の大根布区（とくに血縁・地縁関係が強い）で、町長、助役、同区選出五町議らも出席して、「大根布愛町同志会」（二五〇人参加）を結成、リコール反対に全力でたたかうと決議。

一〇・九 「内灘北部工業会」臨時総会は、「祖先代々築いてきたこの平和な町を、なにかの目的のために公害問題に名をかりて、一部の人たちの陰謀によってリコールで攪乱されることは絶対に許せない。ここに、総会の名において町長リコールに反対する」旨を決議。

この一〇日間の動きは、知事、自民党県連を頂点とし区長会を底辺とする保守体制が、いかなる構造と行動様式をもつたものかを端的に示していた。県政・町政は住民の信託によつているという感覚を根本的に欠いているかれらには、正当な民主主義の手続きである直接参政が、「平和の攪乱」としかうつらない（後記のことく一一八ページ、町選管委員長までもが公けの席で、そのような発言をするのである）。したがつて、その内容はすでに、干渉の第二のタイ

である次の「反共宣伝」となんら変るところはない。

(注) かつて、この同じ内灘砂丘地が米軍試射場として接収され、ほとんど全県全村あげての反対を背景に権現森の坐り込み、北部漁民の強行出漁などで村民が抵抗をつづけた昭和二八年夏、接収賛成派(大根布権力)によつて、半封建的ファシスト団体、

内灘斗争が起つたか?

あなたは手を貸さへけり

東大の卒業放送はいよいよ
長崎日本における資本主義体制を

くすす原夫がからなり、いまよつてく

みつけた公害だ。公害斗争を拡大して

いきに資本主義の牙城をぶせよと

いふに思ひ立つたが、これがどうもほ

めらくなつた

今ヨリヨリ運動といつては平ねえが久くあつた

内陸、甚だ間違つたうな行動です。

町長は手を貸さへまどり、

あんまりおどかしめられ

うつてゐる

内灘斗争が起つたか?

あなたは手を貸さへけり

行動と期せずつて

あんまりおどかしめられ

うつてゐる

内灘斗争が起つたか?

あなたは手を貸さへまどり、

あんまりおどかしめられ

うつてゐる

内灘斗争が起つたか?

あなたは手を貸さへまどり、

あんまりおどかしめられ

「大根布
愛村同志
会」
(進藤牧
郎、鈴木
寛、宮本
憲一「内
灘村—そ
の政治・
経済構造
想、一九
五四、
二、一五
一六べ
一ジ)が
結成され
た。この
会は、
国警長官

「リコールは陰謀」、「陰謀に手を貸すな」と叫ぶ発行責任者不明のビラ、その一。

共産党員のいた浜小屋を打ち壊し、接収反対実行委員会の会合に

なぐりこみをかけて村民大会の開催を阻止するなど暴力行為をはしままにした。(潮見俊隆、基地、ジュリスト臨時増刊、No.五)



(同上) その二。

三三、七二、三ページ)が、「大根布愛町同志会」の名は、再びこのむかしを思い起させた。

右の写真は、このころ町内にまかれたビラの一例であるが、これは、「リコール＝陰謀＝革命」をスケープ・ゴーツに仕立てて、体制の「等質性の神話」をつくりだすことによって、これを孤立させようとしたものである。大根布地区の各戸の入口には、「平和を乱す町長リコール反対」のステッカーがはられた。これらは、「赤狩り」のもつ政治的効果と同じものを期待しており、攪乱、陰謀など同じことはすでに、前記保守系町議団や工業会の声明にも出てきているが、この発行責任者不明のビラでは、それは恐怖の宣伝に質的に変っている。「平和」の名で行なわれた脅迫といつていい干涉である。

こうした情況のサイクルのもとでは、権力の地位にあるものの自らの危機感が、法(リコール)そのものを陰謀に仕立てることによって、民主主義の危機は一挙に深まる。・

次に、第三のタイプは、リコール署名へのより端的な直接的妨害である。これは、一定の手続きをよそいながら、さまざまの強要、いつわりによって署名を取り消させ、他方では町選管の審査を直接壊断するという二つの形で行なわれた。まず、前者についてみよう。

署名の取り消しが出来ます

— 地方自治法施行令第九十五条 —

こんな見出しの次のようなビラが町内にまかれた。「市民の皆さん——今内灘では多くの人が、……「火電反対の署名です」といつててきたので署名したが、あとでリコール署名だと知つてびっくりし弱つていて、……とくにしつこく強要されて困っている人が多いよ

うです。……しかし、いまからでも署名を取り消すことができます。取り消したい方は勇気をもって、選舉管理委員会やリコール反対推進委員会事務所などへ問い合わせましょう」というものである。ここにいういつわりや強要が、まったく事実無根の悪質な中傷であつたことはいうまでもない。またこのビラの発行者は、前記「反共ビラ」の場合と同様に、「内灘町の平和を守る会(アカシア園地の平和を願う会、鶴ヶ丘を明くる会)などとなっていたが、これが「反対推進委」であることはたちまち明らかになつた。そして他方では、縁故や雇用関係による圧力、悪い強要などを通じて、次の「通知書」に署名、捺印させようとした。

内灘町の現町長解職請求者署名簿の署名

および印の取り消し通知

さきに、私が現町長中本長吉氏の解職請求者署名簿に署名押印しましたが、地方自治法施行令第九十五条に基づき、さきの署名および印を取り消しますから、本日付をもつて、まつ消されるよう通知します。

昭和四十七年十月 日

差出人 住所

氏 名 印

受取人

内灘町字鶴ヶ丘四丁目一番地一五一

宮川 清殿

「反対推進委」のねらいは、この逆署名集め(戸別訪問)を通じてリコール署名を直接に妨害し、又、「有権者の希望に応じて、四〇〇人の取り消し通知を解職請求代表者に郵送したので、リコール

は阻止できた」などと新聞にデマ宣伝することによって混亂を引き起させることにあったのは、いうまでもないであろう。この妨害に、北陸電力も社員を動員して組織的に動いていたことはほとんど間違いない。一三日、リコール実行委員会は、七田栄太郎・町教育委員長の「取り消し署名」集めの事実を指摘して、その違反的行為に強く抗議し、二〇日には社共両党が、「火力建設の当事者である北電の住民自治への侵害」にきびしい抗議書を手渡した。この抗議書では、①リコール署名取り消し署名簿は、北電経理課が金沢市、山中印刷所に発注してつくらせたものであり、②北電福井営業所の片山某ら二人は、内灘町鶴ヶ丘田地を戸別訪問、取り消し署名を集めている、の二点が指摘された。

緒戦で一気に三分の一の目標数を獲得するという方針がかなりおくれ、又中盤では、過半数を目指したのがついに実現できなかつたのは、この「取り消し」戦術がかなり影響したことは否定できないであろう。とくに署名簿提出直前の時期には、「取り消し票」のはげしい買収のうわさの中で、一晩によく一票、二票と、きわめて苦しいたたかいをつけねばならなかつた。

この間にもリコール実行委員会は、各種団体連絡会議に結集する日本科学者会議、県評、社共両党、地元の弁護士などの協力をえて、この不当な妨害、切りくすしのいくつかの事件に対する地方自治法違反にかかる告発の可能性、あるいは、前記郵送による「取り消し通知書」の法的効力などについて、あらゆる突っこんだ検討を行なってきた。とくに後者は、今後全国で起りうる住民運動への影響からみても、徹底的な明確を要するものと考えられたからである。

その結果、地方自治法施行令第九五条（署名捺印の取消し）の解釈は、「請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び印を取り消

す」（令第九五条にいう「筆者注」）とは、署名者、本人が請求代表者に申し出て署名簿の署名を自ら抹消することにより取り消すことを意味する。請求代表者は署名者から取り消しの申出があるときはこれを拒むことができないと解される（傍点筆者）といふ「行実昭三一、五、一二」の明確な回答に代表されるように、基本的にそな人が自ら抹消すべきものとの見解にはほぼ一致していることが明らかになった。これにもとづいてのちに署名審査開始の時点で、実行委員会が町選管委員長に提出した「リコール署名審査についての要請書」（署名の効力判定の基準について一九項目にわたって列挙して、厳正公平な審査を要請したもの）において、その第一項で、この点がとくに強調されたのである。

しかし内灘町選管は後述のように、住民のほとんど半年にわたる直接請求運動のこの成果のすべてを、まるで泥靴でふみつぶし、右の郵送による取り消しを機械的に認めて、そのほとんどを無効にしてしまつたのである。そして、これに対するはげしい異議申立てに応えるとともになく、町長の辞任にともなうリコール請求の自然消滅という混亂の中で、（最終的には有効署名は法定数をこえたが）この重大な問題は結局決着がつけられないまま残ってしまった。

（注）自治省行政局行政課、地方自治関係実例判例集、第三次改訂版（昭四二、四、二〇）には、「署名取消の申出を文書で郵送する場合には、……（それが）請求代表者に到達したと客観的に認められる限り、有効に署名の取消の申出がなされたものと解する」という、他例と一貫しない（或いはやあいまいな）回答（行実昭三一、一二、一二）（同書二〇一ページ）があるが、それ以外は、行実、昭三一、一、九、行実、昭三三、一、一（いずれも同書一七三ページ）などいずれも、自ら抹消し、ある

いは、署名簿の所在がわからないときでも自ら署名収集受任者のもとにいたるべきことを明記している。又、これについては「：「請求代表者を通じて取り消す」の解釈については見解が分れていた（行実 昭二五、一二、一一、同、昭二五、一二、一七）

が、行政実例においては次のように統一された。すなわち、署名者が請求代表者に申し出て署名簿の署名を自ら抹消することによって取り消すことであり、……（行実 昭三一、五、一二）。

（長野士郎、逐条地方自治法、第七次改訂新版、昭41・1、一七六ページ、傍点引用者）ともいわれている。

署名に対する妨害行為は以上に止らず、一月下旬、審査に對する異議申立て、再審査のゴタゴタのなかで、「反対推進委」のものと思われる責任者不明の「町長リコール請求署名について……」と題するアンケートが町内に出回っていることがわかった。その内容は、①誰が来たか ②代筆かどうか ③署名の目的は④火電反対（同）町長解職……といったものであったが、これは、山口県某市における全く同種の「アンケート調査」にかかわって「行実 昭二七、一二、一五」が指摘しているごとく、記入の求め方いかんによつては刑法第二三三條（強要）に該当する場合がありうるし、又、爾後の解職投票にかかわって公職選挙法第二三九條（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）にふれる疑いもあるというきわめて悪質・不当な行為であつたばかりでなく、この時点での無効判定に対する異議の申立てにも不当な圧迫を加えるものであつた。さらに同月二二日には、選管に對して次の文書によつて、「詐欺によつてなされた」私の署名を無効にしてほしいという約一六〇件の異議申立てが、郵送によつてなされたといふ。

異議申出書
昭和四十七年十月二十二日提出され、貴委員会において有効と

決定された内灘町長中本長吉解職請求署名簿における私の署名及び印に關して、次の理由により無効であるから異議の申出を致します。

異議の理由

火力発電所建設反対の署名といわれて署名捺印しましたが、町長解職請求の署名であることが署名簿提出後判明したので、私の署名及び印は詐欺によつてなされたものであり私には町長解職の意志はありません。

昭和四十七年十一月

住民本来の基本権を現行法の中で最大限に生かそうとした真剣な直接請求に對して、ただこれを混亂におとしいれ、その処理と結論を長びかせるために、あらゆる虚偽をかねて恥じることのないかれらの、これは、底しづめ頹廢の姿といわねばならないだろ。右の申立てに關しては、ある解説書はこう述べている。「直接請求の場合にはほとんど例外なく生起するのであるが、『請求代表者の署名簿に署名した有権者が、市町村選管宛に、反対運動者の手になる「署名簿の署名は、私の本心からしたことではないことを認め、取消をお願いします』という例文的異議申出書に署名し印をおすことからくる混乱である。このような例文的文書によつて、その署名が、はたして詐偽ないし強迫によつてなされたかは、全く立証されえないものであつて、『おむねなんら措置すべき必要は認められない』のであるが、……市町村選管をしばしば窮地に陥れるものである」（長野士郎、逐条地方自治法、新版第七次改訂、二〇五・六ページ、傍点引用者）と。

さて、リコール署名運動に入つて二二日目の一〇月二二日、同実行委員会は町内全有権者のちょうど四割にあたる三、五六六人の署

名を町選管に提出した。それは、以上のあらゆる干渉、妨害をはねのけて集められ、とくに二年半にわたった火力建設阻止のたたかいの最後の切り札として一票々々たんねんに確認されながら、住民の文字通り全力を投入して達成されたものだつただけに、完全に審査に耐えうる自信をもつた三、五〇〇票だったのである。

ところが、その署名簿を審査するという厳正な権限を委任された

内灘町選挙管理委員会は、署名簿提出の四日目に、突如委員長が辞任に追いこまれたのち、新しく互選された委員長のもとで規定より

八日も遅れた一月一八日、なんと一、〇〇〇人もの署名が無効であるという審査結果を発表してしまったのである。長いきびしいたかいをつづけてきた内灘住民、とくに署名運動の中核になつて昼夜をわかつたぬ活動をしてきた収集人にとっては、これは、一瞬顔のこわばるほどの衝撃だったことはいうまでもない。ただちに異議申し立て、権利回復のたたかいがさらに一か月にわたつてつらぬかれ、中本町長辞職前夜の翌四八年一月一七日に、有効署名は法定数を二三人こえる一、九六一に回復した。したがつてその反面、約六〇〇の署名がついに永久に暗にはおむり去れることになったのである。

以上のべてきたさまざまの干渉、妨害は、結局、こうした赤裸な“暴力”的行使にまでいきつかざるをえなかつたのである。そしてこれは、決して、ある特定の人物によつて偶然にひき起されたものでもなければ、又単純に「内灘の体質」といつたことで割りきれるものでもないとみるべきであるう。

(注) 選挙管理委員会が、署名簿審査作業のため補充任命しようとした臨時書記の人選に関して一般にも疑問を抱かせるような人選を改めるよう実行委員会が申し入れ、選管委員長は再検討を約束したが、これに対し、反対推進委は翌

日、竹野委員長をはじめ代表約五〇人で選管委員長に会い、この「再検討」に抗議したばかりでなく、署名収集には強要があった、主旨を偽つて署名させた（いずれもまったく事実無根）、などと強弁して「厳正な審査」を要求したといわれる（北国新聞、47・10・25）。反対推進委の要求は、明らかに選管の審査権に対する不当な権力的干涉であつたが、こうした圧力で選管委員長は辞表をだした。

ところが他方、このリコール署名簿の審査結果発表の直前に、中本町長が県議会の公式の場で「火電は受け入れない」と発言して、思わぬ波乱をひき起すことになったのである。一月一日、県は、関係市町の意見をいれて修正した「公害防止協定骨子案」をふたたび県議会公害対策特別委員会に提出し、知事は「排煙脱硫装置は運転開始時に、出力相当のものは不可能なので二〇万瓩のものをつけることにし、さらに環境濃度を〇・〇二PPMに抑えることにしたので公害は防げる」と説明した。これに対し、傍聴の形で出席していた中本町長が、「最近の電力需給の逼迫はわかるが、住民の健康、環境対策がなにより大切。そこで、さきの町の回答では出力相当の排熱装置を第一条件とし、さらに建設の可否は住民アンケートによることにしたが、県の修正案ではこれは満たされていない。町民の公害不安は強く、誤解もあってリコールにまで発展しているので、町政責任者としても建設を認めるることはできない」と意見を述べたのである。さらに翌二日前、町長はリコール実行委代表を招いてその真意を説明するとともに、北電には受けられない旨口頭で伝えてある、町の騒ぎの責任はなんらかの形でとりたいと語り、その上、実行委側の要求によりその代表と相談して、北電あての次の文書を作成し、これを提出することまでも約束した。

昭和四十七年十一月一日県議会公害対策特別委員会の席上、別紙意見を申し述べた。

よつて、現在計画されている金沢火力発電所の建設については、お断りしますので、この旨申し入れます。

昭和四十七年十一月二日

内灘町長 中本長吉

北陸電力株式会社

社長原谷敬吾殿

(注)修正案の「大気汚染防止対策」にかかる主な修正内容は、排煙脱硫装置について運転時に技術的に可能な大容量 $\frac{1}{2}$ 〇万瓩相当のものを設置するとした他、関係地区的いおう酸化物の環境濃度を $0 \cdot 0 \cdot 3 \text{ P.M.}$ から $0 \cdot 0 \cdot 2$ に下げ、一・六%であった燃料いおう分を一・三%にする、などであったが、こうした修正がなぜ必要になったのか、これで公害が防げるとする根拠はどこにあるのかの裏づけは相変わらず不明で、公害防止対策は結局「住民世論対策」にすぎないことをまたまた浮き彫りにした。

翌朝の新聞は、「金沢火電、中本文書で大詰めへ」、「住民パワーハイ火発電所ける リコールで突き上げ 町長ついに決断」などと大見出しが伝え、まさに落着かと思われた。しかし、これをどう判断すべきか。内灘町長が、県議会の委員会に、建設拒否の発言を準備して出席していたことについては、当然、事前の諒解が推測された。しかし、翌日の実行委との「文書約束」は、これと違って、町長個人の保身的動搖を示したものではないか。

実行委員会、連絡会議は同夜それぞれ対策会議をもつて慎重検討し、これを住民運動の成果として評価するとともに、いぜん強い町長不信の中で、リコール撤回は見送られ、実行委員会は、「断り文書」の表現の可否とともに今後の方針を、構成団体住民の下部討議

におろして検討を継続することにした。だがここで、住民の間に一部、「リコールの根拠が乏しくなった」との理由による運動継続への動搖が起つたことは否定できない。このまま「火電反対」解職投票にもち込んで、はたして充分な支持がえられるかも重要な検討課題になつた。しかし他方では、これまでのきびしい対立のはね返りで、リコールを降せばいやがらせが懸念されたばかりでなく、やはり、もつと確定的な建設中止の保証を求める声が強かつた。実行委員会は五日午後一時から、約三〇〇人の市民参加のもと、「火電反対・町長リコール成功住民大集会」(鶴ヶ丘中央公園)を開き、「町長の発言は『条件つき反対』でしかない」、「北電も県もまだ断念してはいない、さらに團結を強めて不動の勝利をかちとろう」と決議した。この間、選管の署名審査は期限より大幅に遅れることが明らかになつた。

ところで他方、町長の「言動」は、建設推進派にはさうに大きな混乱をもたらした。翌三日、リコール反対推進委の竹野委員長が委員会存続の意味はなくなつたとして委員長辞任を表明、つづいて四日には、中本町長が経緯説明のため要請した町議会全員協議会が、保守系一六町議が出席しないまま(別個に会合)、流会になつた。これらの反発の根はとくに、諒解なしに「確定的」意味をもつ建設拒否文書が作成された点にあったが、しかしこの問題で統一見解を出そうとして再度開かれた保守系町議懇談会も意見は分れ、「建設推進派」内部の微妙な政治的混亂を露呈した。

わずか一月前の一〇月五日、「出力に見合う排脱装置の義務づけ」を第一条件にした町長の県への回答を、「全面的に支持」すると公然と声明した建設推進派の前線部隊「保守系町議団」である。それが、この条件の故に断つた断り状に反発して、右の懇談会では「無公害なら建設を認める」という姿勢でおよそ一致(川口議長談)

したという。いかにもあざやかに、推進派の本音がどこにあるかを示したものであった。

ところが、この拒否発言からわずか九日目の一日、町長は、実行委代表に対して、北電に断り状を出すのは蛇足なので、やめにしたと伝える。保守系町議その他に強く突き上げられた結果とみられたが、それにしても、住民感情をさかなでするような「裏切り」であり、ようやくリコール取下げの方針を固めていた実行委は、あらためてあくまでこれを貫くことになった。

こうして一月一八日、町選管の「リコール不成立」という審査結果（提出署名三、五八六のうち、無効九八四、有効二、六〇二は法定数二、九三八に対して三三六不足）が発表されたのである。翌一九日の公表によると、無効署名九八四の内訳は、①自署でないもの六二五、③取り消し申出（郵送）のあったもの二二五、③選挙人名簿にないもの八〇、④重複したもの四九、などであるとされた。署名者への問い合わせもまったくなしに、六〇〇をこえる署名が、どうして自署でないと判定できたのか。これだけでも、この審査がまったくデータメなものであることは明らかであった。実行委員会は、この明らかに作為的な審査に対してあくまでたたかい、法廷闘争にもちこんでも署名者の意思を回復させ、リコールを貫徹させる決意を始めた。

（注）昭和二五年の法改正によって、市町村選管の署名審査には実質的な権能が与えられ、それまでは「およそ運筆によつてなされたと認められる署名である限り、広く有効な署名として照合を行なわざるを得」なかつたものが、ようやく「署名の自署であるか否かを決定するについて必要があると認めるときは、関係人（署名者たる本人、請求代表者又はその委任を受けたもの、自己の氏名を他人に代筆せられたその本人、など）の出頭及び証言を

求めて、事実について判定することができるようになった」（長野士郎、逐条地方自治法、第七次改訂、二〇六・七ページ参照）、といわれるよう、選管は関係人の証言にもとづいてのみ自署でない判定を行なうことができる」と解すべきであろう。

署名簿縦覧はその第一日から、二〇〇人の署名人が押しかけたが、自署でないとされたものの中には署名収集人のそれさえふくまれていることなどが判明して、怒った住民は選管書記長につめよった。

これ以後再審査が終了する翌年一月一七日まで、この内灘町選挙管理委員会の行動は、およそ前代未聞としかいよいものではなかった。縦覧日第五日の二三日には、実行委員会役員他、住民約三〇人が米林選管委員長に会い、判定根拠などをただしてえんえん五時間に及んだが、その際の委員長の発言は、次のような驚くべきものであった。

『○A署名の字が、B署名の字と似ているという“感じ”がしたら無効にした、……今ここで“もう一度やらせられて”ても、“感じ”はその日によつて違うから一致はしない……』
○そのため、「異議申し立て」があるのでから、審査に不服があつたらどんどん申立ててもらえばいい……

○私は公選法も地方自治法も読んだことはないが、その必要はないだろう（書記が知つてはいる）……
○有効署名が法定数をこえたあとで、さらに解職投票があるといふことは、二、三日前の新聞で知つた
○リコールが（「町の平和を乱すようなことが」の意味）、法的に認められていること自体がおかしい……』
といった具合で、とても正常といえるものではなかつたのである。

実行委員会と住民は別に、他の三選管委員にも会って追及、申入

れをし、また、連絡会議代表とともに三度にわたって県選管をおとすれて、町選管の厳正審査への指導を要望、さらに、金沢弁護士会（人権擁護委員会）に救済を申立てるなど、あらゆる方法をつくしてたたかれた。詳細な調査を行なった同弁護士会は一二月六日、町選管に対し、今回のリコール署名審査は「公務員職権濫用」（刑法第一九三条）、「署名増減」（地方自治法第七四条の四、第二項）にふれる疑いがあるとして、公正な再審査でこれが回復されない場合には告発の対象になるときひしく警告した。

昭和四七年九月三〇日にはじめられた「金沢火力反対・町長リコール」運動は、一二月二八日、町長が町混乱の責任をとるとして辞表を提出するまでの三か月、あてどない泥沼のような苦しいたかいの連續のすえ、みごと勝利を獲得した。二八日の辞表提出を伝えた実行委員会のビラ（№51）は、その時点までの署名再審査の情況について、住民側の異議申し出のうち二三二が有効回復、なお未審査分が六一五、他方、リコール反対派の異議申立て（詐欺云々といふもの（引用者注））は、約一七〇人に呼び出し状を出したりして審査しているが無効になつたものはわずか一四」と記録している。町長辞任にもとづく新町長選挙は、翌四八年一月に予定された。ながく苦しめた火電反対運動の総決算である。住民諸団体と地元社会党、共産党支部はここに、住民による新しい「町づくり」を目指して、あらためて「火電のない明日の内灘町をつくる会」（以下「つくる会」と略称）を結成し（一日一四日）、これまで住民とともに火電阻止の活動をつづけてきた中村小重氏を候補に推して、次の政策、組織協定に調印し選挙戦に突入したのである。

基本政策協定

一 公害を伴う金沢火力発電所の内灘町建設を認めない。火電がなくとも発展する町づくりをすすめる。

二 美しい自然を守り、住民の福祉を第一義とした公害のない豊かな町づくりをめざす。

福祉政策については、国、県などの基準を最低限として努力することとし、次の政策をかかげる。

1 義務教育など税外負担の無料化をはかる。

2 老人、乳幼児の医療費の無料化、保育施設の充実。

3 交通問題の改善について努力する。

4 上下水道、消防設備、街灯設備などの改善をはかる。

5 地元産業の育成につとめる。

6 横現森を含む内灘砂丘地に自然を生かした教育・文化・厚生施設をつくる。

三 住民不在の町政を改め、全町民が一致して推進する民主的な町政をめざす。

1 今次リコール審査における町選管管理委員会の責任を明らかにし、非公選委員会の民主化をはかる。

2 議会運営の民主化。

3 広域的な行政は、関係自治体の民主的協議ですすめる。

4 住民と町当局との話し合いの場をもつ。

組織協定

1 候補者は、町長在任中は政党の党籍をもたない。

2 「火電のない明日の内灘町をつくる会」と町長は定期的に会合をもち、火電問題については充分意思統一をする。

3 この会は火電反対運動に参加し、基本政策を支持するすべての

団体と個人によつて構成し、参加団体の自主性を尊重し、共闘をつよめる立場から独自活動を保障する。

(以上、「つくる会」結成大会文書より)

(注1) 「つくる会」の構成団体は、金沢火電反対北部地区同志会、金沢火電反対黒津船地内同志会、金沢火電反対大根布区民協議会、公害から子供を守る母の会、内灘公害阻止連合、公害に不安を感じる者の会、金沢火電反対向栗崎同志会、日本社会党内灘支部、日本共産党内灘支部の九団体

(注2) 一月一七日、保守系六町議のうち八人が、連名で、中本町長辞任で火電問題は終った、今後の町の平和のために中村氏が適任、これを推すとの共同声明を出した。

二月一日、中村候補は、米林三平治候補(前選管委員長)に圧勝して(四、五七一票対三、五六三票)、内灘住民は、三年にわたった公害反対運動の勝利を不動のものにしたのである。中村新町長は初登庁の一三日午後、「つくる会」代表とともに北電石川支店を訪れて、発電所の建設は断るという社長宛の文書を提出した。

ついに内灘町の新しい歴史がはじまつたのである。四月二九日、「つくる会」と町当局共催のシンポジウム「明日の内灘をめざして」を皮切りに、住民による住民のための町づくり運動の第一歩がふみ出された。

むすびにかえて

七〇年代に入ると、公害反対の住民運動は全国にわたりて燎原の火のように拡がつていった。運動団体数は七〇年の二九二に対し、七三年には、一、四二〇と五倍近くになつてゐるといつて(「経済」、73・8、巻頭グラフ)。しかしこれにまだまだ、数えあげ

られなかつたものが多くあるに違ひない。このような運動の高揚は、なによりも、国民の基層における「公害問題」にたいする認識の深まりと、住民の自覚の高まりに支えられたものといえよう。七年六月のイタイイタイ病訴訟判決から、同年九月の新潟水俣病判決、七二年七月の「四日市」そして七三年三月の水俣病判決へとづいた公害裁判における被害者住民の全面勝訴は、こうした巨大な運動のうねりを背景にしてはじめて勝ちとられたものであり、又、各法廷での問題追及の急速な深まりは運動にはかり知れぬ支えを与えた。内灘のたたかいも、このよくな全国の運動の高揚の中でたたかわれたものである。そのなかでもとくに、「尾鷲」、「草島」、「四日市」などは、重大な時期に大きな支えになつたといわねばならないだろう。

この運動の中で重要な役割をなつた日本科学者会議石川支部の活動も、こうした国民的運動を背景に、全国の科学者、あるいは気象関係その他の労働者と緊密に連携を維持したことによつて可能だつた。

さらに、こうした全国の情勢を背景にして、この内灘の運動が、直接に地元の労働者団体、革新政党、科学者グループと手を結んで進められたことは、そこにお弱点はあつたにしても、とくに記憶されるべき点であろう。これは、七〇年代に入つての全国的な傾向でもあつたが、公害の根がいよいよはつきりしてきた今、今後の大きな政治的・経済的展望をふまえて、又なによりも住民=国民の要求をふまえた統一を目指して弱点を克服することが急務であろう。

内灘の運動が民主的に組織され、科学に支えられて成長した点も特記されなければならない。それ故にこそ、住民の真の要求が正しく堀り起され結集され、強力な推進力になつたといえよう。重要な段階には問題は大衆討議にふされ、企業、当局との交渉は大衆行動

の形をとった。科学は住民にもどされ、そこで培われた「住民の科学」（それは住民団体の機関紙にちりばめられている）はついに「科学」の権威の皮をかぶった「知識の独占」（それはもはや科学ではない）をその座から引きおろした。こうした民主的基盤の上で、火電建設「全面拒否」は貫かれ、勝利をうることができたのである。このことは、このたたかいが終始、地域の旧い体制とのたたかいであつたことも示されていた。

そして、この眞の民主主義の力が、ついに右翼暴力集団の活動を許さなかつたことは、とくに七〇年代のわが国の情勢の中では重要な意義をもつたといわねばならない。内灘の勝利は又、さまざまの意味で歴史的意義をもつたものである。石川県ではすでに五年にわたって赤住地区の能登原発建設反対

運動がつづけられており、四八年四月にはここに全県的な反対組織「能登原発建設反対各種団体連絡会議」が結成された。又、同年二月に発表された七尾火電建設計画に対しても、広範な住民、労働者による反対組織が結成されて、ともに強力にたたかっているが、内灘の勝利はこれらに目みえない、しかし大きな拠り所を与えていることは否めないだろう。前記のような真境を越えた連帶の諸経験も、県民の今後の運動に少なからぬ意義をもつにちがいない。

地域の発展、眞の生活の向上には、なによりも民主的自治体が実現されなければならない。三年にわたる苦しいたたかいを勝ちぬいた内灘の住民は、いま新しい組織『火電のない明日の内灘町をつくる会』に衣がえして、そのとり組みを進めているのである。（一九七三・一一・二〇）（金沢大学助教授・社会学）

「金沢火力発電所」建設問題・略日誌（承前）

建設反対運動

一九七〇年

二一日 北陸電力、石川県内灘町に火力発電所建設計画を発表

五月
六月
一四日 内灘町鶴ヶ丘四丁目町内会の有志、「内灘火電建設反対期成同盟」を結成

一九日 北陸電力、正式に建設計画書を石川県に提出（公害防

七月
三日 「反対期成同盟」など住民四団体で「内灘公害阻止連合」を結成

六日 「阻止連合」代表・森井金沢女子短大助教授に辞職勧告

九月

一二日 日本科学者会議石川支部、「第一回公害問題シンポジウム—金沢火力発電所の建設をめぐって」（金沢大学内）を開催、四時間半にわたって約七〇人の市民が熱心に討議

一〇月

二七日 内灘町長選挙、中本町長再選、この選挙で町長は、火電建設の可否は住民アンケートで決めると公約

一一月

一五日 鶴ヶ丘中央公園で初の「火力発電所公害反対住民大会」（阻止連合主催）開催、約四〇〇人の住民が参加して運動を盛りあげる
一六日 「金沢から公害をなくする市民の会」（約一二〇人）結成集会

二月

一日 阻止連合など住民諸団体による火力反対署名が四、一四四人、町内有権者の六割を越え、町議會議長に提出
四日 一月二十五日結成された「金沢火力建設反対各種団体連絡会議」による初の「金沢火力反対県民集会」（金沢市観光会館）に一、五〇〇人の市民が参加、運動が全県規模に拡大
一七日 北電が前年一〇月の気象調査の結果を、データを改ざんして発表したことが露見 科学者会議石川支部はこれをき

一九七一年

二八日 電源開発調整審議会、地元の同意を条件に金沢火力の設置を認める
二九一日 石川県、日本気象協会に委託して金沢河北地区大気拡散調査を実施

二四日 北陸電力、日本気象協会に委託して内灘地区で気象調査実施

びしく追求

一一日 各種団体連絡会議は、県の調査結果（下記）について

即日、亜硫酸ガス公害発生の危険が強いと見解を発表

三月

五月

六月

一四日 内灘住民など約五〇人、尾鷲市「中電三田火力」公害
を視察（阻止連合主催）して運動はさらに高まる

二六日 各種団体連絡会議、第二回「金沢火力建設反対県民集
会」（県中央公園）を開催、約一、〇〇〇人の市民が参加し

て建設計画を撤回させようと決議

九月

一六日 科学者会議石川支部は、小委員会がきめた環境基準案
およびその審議過程を強く批判して撤回を求める

一〇月 三日 内灘町大根布公民館で中村元町長など主催の「公害問
題懇談会」（住民約二〇〇人参加）開催、旧町地区で建設反

対の動きが表面化し、運動は劇期を迎える

一一月

七日 大根布地区で住民約七〇人が集つて「金沢火力公害反
対大根布地区民協議会」を結成、町当局に建設賛否の住民投
票を求めるなどを声明

一二月

七日 土砂くずれで、富山—石川間の送電線石川幹線の鉄塔
倒壊、県南部一帯に停電などの被害、「電力自給」論の宣伝
が一齊に強化される

一日 内灘町議会全員協議会で中本町長、町民の七割以上が
賛成しなければ建設は認められないと発言、そのあと協議
会で二議員が態度保留、六議員が建設反対を表明する

一一一二日 県審議会特別委員会が、非公開・抜きうちで、
建設を認める答申原案をきめる

一一日 石川県、金沢河北地区大気拡散調査の結果を発表
三一日 県公害対策審議会、金沢火力発電所問題小委員会の設
置をきめる（六月一五日初会合）

一五日 各種団体連絡会議、特別委の原案作成に対し緊急抗
議集会

一月

一五日 県審議会の強引な運営に怒って阻止連合、この年初の「金沢火電反対住民集会」を開催

二月

一三日 阻止連合など住民四団体、北電の改定計画に対し、全町的反対意思結集のため、あらためて反対署名運動を開始

一日 阻止連合など住民四団体は、四、九一六人（六割強）の反対署名をもって、中本町長に建設賛否の住民アンケートの即時実施を迫る

一四日 県審議会第一〇回総会、四時間紛糾の末、改定建設計画は公害防止条件に適合するとの「五人委員会」の原案を強行採決で承認

一六日 内灘町議会本会議、前年六月いらる繼續審議の、阻止連合などの建設反対請願を不採択にする

三月

四月
九日 阻止連合など四団体共催「火電建設反対住民大集会」（七〇〇人参加）開催、尾鷲、富山の住民代表も参加して公害の実情を報告、町長の態度次第でリコールも辞さずと決議する

一九日 各種団体連絡会議の代表、河北各町を訪ねて、県の公害防止協定骨子案の問題点を指摘し、公害について慎重に独自に検討し、建設に賛成しないよう申し入れる

一四日 中西知事、金沢市、河北五町など関係六市町長に北電との公害防止協定の骨子案を示して検討を求める

二一日 県審議会第八回総会、特別委員会の答申原案を強引に承認して、二二日、知事に答申
一二日 北電、県審議会の答申にあわせて火電建設の改定計画書を県に提出

二〇日 自民党県連総務会、四七年度重要政策に火電・原電建設促進を加える

二一日 内灘町の商工会・漁協・区長会、自民党支部のよびかけで同町「各種団体長」が集まり、「内灘町各種団体代表者協議会」を結成、火電賛成の署名運動を進めることを申しあわせる

三〇日 反対住民有志三〇人、富山県草島地区の公害観察、同地の被害者住民団体と交流
五月 五日 科学者会議石川支部、県の防止協定骨子案をきびしく批判した文書を、関係六市町の長、議会議員一四〇人に郵送

六月 一日 富山草島地区で一少女が気管支ゼンソクで死亡、内灘

の公害から子供を守る母の会のメンバー約五〇人はこの日、

同地を訪れて交流

二八日 各種団体連絡会議、「富山火力の被害実状報告集会」

二四日

「四日市公害訴訟」判決
九日 「イタイイタ病訴訟控訴審」判決

七月 八月

八日「自民党石川県連、宣伝カーをくり出して内灘町で火電建設賛成のアピールをはじめる。『賛成街頭アピール』はこれが初めて

三日 各種団体代表者協議会、町当局と、自称「五、八〇〇

人（有権者の七割）」の火電賛成署名を提出

一一日 北電、排煙脱硫装置の開発計画（一五一一〇万キロ、五

〇年目標）を発表

六日 北電、燃料いおう分の低減計画（五〇年に一・三、五

三年に一・〇%）を県に提出

一三日 中本町長、県の公害防止協定骨子案に対し、条件づ

き賛成の回答（出力相当の排脱装置設置を義務づけるなど）を提出

一四日 住民団体の代表約三〇人、深夜および緊急会議で、町長の回答提出を公約違反として、ただちにリコール運動の態勢に入ることを確認する

三〇日 阻止連合など住民六団体は金沢火電反対町長リコール実行委員会を結成、町選管に中本町長解職請求書を提出、一〇月二日から署名収集に突入

九日 各種団体連絡会議、社共両党の代表、中西知事に会い、七日の「リコール反対派」の集会への知事の出席、発言は「住民自治への不当介入」であるとしてきびしく追求し、謝罪を要求する

一二日 午後五時、リコール実行委員会の代表、町選管に三、五八六人（有権者総数の約四〇%）の署名簿を提出

三〇日 各種団体代表者協議会は、中本町長リコール反対推進委員会を結成し、リコール署名の妨害をはじめる
七日 中西知事、内灘町のリコール反対推進委員会の総会に出席して、町長リコール運動を批判する

二五日 町選管の署名簿審査作業・臨時書記の人事問題をめぐって、リコール反対推進委が選管に圧力、ために選管委員長辞表を提出
一日 中本町長、県議会公害対策特別委員会に臨時出席して席上、内灘町としては火電建設を受けいられないと公式に見解表明
二日 リコール実行委員会の求めに応じて中本町長、北電への「建設断り状」を作り提出を約束する

五日 リコール実行委員会、「火電反対町長リコール成功住保守系一六町議が出席せず流会

「民大集会」を開催（二五〇人参加）して、「団結の強化、火電建設阻止完遂」を決議する

一月一日 リコール実行委は、町長の「建設断り状」についての「変節」に怒り態度を協議（約三〇人出席）し、リコール完成をあらためて確認、決意を固める

一月九日 リコール署名簿綱院開始、以後大量の異議申立てがつづく

一月三日 リコール実行委代表、住民ら一三〇人とともに、署名簿の不当・不法審査につき、選管委員長を五時間にわたってはげしく追求

一二月

一月八日 町選管、リコール署名簿の審査結果を「有効署名数二、六〇二（九八四が無効で法定数に三三六不足）」と発表
一月九日 中本町長、町議会本会議で「火電問題で町を混乱させた責任をとる」と辞意を表明（この月二八日に正式に辞表提出）

一月九七三年

一月

一月四日 火電反対七団体と社共両院町支部が、「火電のない明日の内灘町をつくる会」を結成、町長選立候補予定の中村小重氏と、火電建設を認めないなどの政策・組織協定を結び、町長選挙にむけて共同声明を發表

一月七日 内灘町保守系町議一六人中八人が、中村候補支持を表明
町長リコールの有効署名数、この日深夜までに再審査によって有効と判定されたものをあわせて、計二、九六一になり法定数を二三三こえる

二月

- 一一日 内灘町長選挙、中村候補庄勝
一三日 中村新町長、就任式後北電を訪れて、火電建設を正式
に文書で断る

一八日 中本町長、離任